

令和元年第4回定例会

(第2日)

令和元年12月10日

令和元年第4回平川市議会定例会議事日程(第2号) 令和元年12月10日(火)

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(16名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	葛西 勇人	7	福士 稔	13	桑田 公憲
2	山谷 洋朗	8	長内 秀樹	14	齋藤 剛
3	中畑 一二美	9	佐藤 保	15	工藤 竹雄
4	石田 隆芳	10	山田 忠利	16	齋藤 律子
5	工藤 貴弘	11	大澤 敏彦	—	—
6	工藤 秀一	12	原田 淳	—	—

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	尾上総合支所長	鈴木 浩
副市長	古川 洋文	経済部長	大湯 幸男
教育長	柴田 正人	建設部長	原田 茂
選挙管理委員会委員長	大川 武憲	碓ヶ関総合支所 兼碓ヶ関診療所事務長	山田 一敏
農業委員会会長	柴田 博明	教育委員会事務局長	對馬 謙二
代表監査委員	鳴海 和正	平川診療所事務長	今井 匡己
総務部長	齋藤 久世志	会計管理者	三上 庚也
企画財政部長	西谷 司	農業委員会事務局長	小田桐 農夫吉
市民生活部長	白戸 照夫	選挙管理委員会事務局長	佐藤 崇
健康福祉部長	三上 裕樹	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	小山内 功 治	主 事	一 戸 岬
総務議事係長	田 澤 亜 紀	—	—

午前10時01分 開議

○議長
(福士 稔議員)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とします。

なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、議員は質問席に移動後、最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。

また、特別職を除いた市職員は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は9名であります。

本日は、第1席から第5席までを予定しております。

第1席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

(工藤竹雄議員、質問席へ移動)

工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

おはようございます。ただいま議長から一般質問の許可を得ました第1席、15番議員の工藤竹雄であります。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

昨年の西日本豪雨、ことしの台風15号や19号などの自然災害、大雨による土砂災害など、テレビ報道のすさまじい悲惨な光景に心や目を奪われました。とうとい命を奪われ犠牲になられた方々には、心より御冥福を祈ります。また、被災者には一日も早く復興することを願うとともにお見舞い申し上げます。

私の質問第1は、平川市地域防災計画風水害等災害対策編関係について、市長に答弁を求めるものであります。

まず、計画の目的には、一部省略しますが「総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保に期することを目的とする。」と記述されております。

①第3章災害予防計画の第1節調査研究について、「社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。そのなかで、風水害等の各種災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などと連携を図り、風水害等の災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い」としているが、これまで実施してきた具体的な調査内容と結果、また調査結果を踏まえた防災対策について、御見解を伺います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

工藤竹雄議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

当市地域防災計画の風水害等災害対策編では、風水害等を未然に防止または被害を軽減するため、防災対策に資するよう、市は国や県などと連携を図りながら、基礎的調査研究を初め、被害想定に関する調査研究や防災対策に関する調査研究を行うこととしております。

これまでに実施してきました調査研究等につきましては、副市長より答弁をいたさせます。

○議長

副市長。

○副市長

これまで実施しました調査研究等についてお答えします。

(古川洋文)

当市では、地域防災計画で掲げる三つの類型を網羅する形で、調査研究を実施してございます。

まず、平成25年9月の台風第18号の影響による平賀地域市街地の大規模な冠水被害を踏まえ、平成27年度に当地域を対象とした浸水対策基本調査を実施しております。この調査結果を踏まえつつ、上流部対策、浸水部対策、下流部対策を3本の柱として位置づけた上で、令和11年度の完成を目指し、現在課題を一つずつクリアしながら対策を進めてるところでございます。

次に、豪雨時における浸水想定区域の見直しについてであります。

平成27年5月の水防法の改正に伴い、国と県では、それぞれの管理河川流域の浸水想定区域において、前提となる降雨量を最大想定の新

基準に拡大するなど、大幅な見直しを行いました。当市へ影響がある河川では平川、浅瀬石川、岩木川が対象となっており、国管理部門では平成29年1月、県管理部門では令和元年10月に新たな浸水想定区域等が公表されたところであります。

その結果、従来と比較した場合、全体的に浸水区域が拡大する傾向が示されたことから、緊急時の迅速な避難行動や平時からの意識啓発が図られるよう、新年度に新たな洪水ハザードマップを作成した上で市民の皆様に配布を予定しているところであります。

続きまして、災害廃棄物処理対策についてであります。

現在、市では災害時における被災地の環境衛生の保全のため、災害廃棄物処理計画の策定を進めているところであります。今年度、環境省東北地方環境事務所が実施するモデル事業の採択を受け、国と連携しながら、先ほど申し上げました県の新たな浸水想定区域に基づく災害廃棄物発生量の推計など、基礎データの分析作業を行っているところでございます。

また、豪雨時においては、農業用ため池の決壊も懸念されております。このため、平成26年度に県事業を活用し、平賀・尾上地域にある10カ所のため池において、大雨によるため池の決壊を想定した時系列での浸水範囲のシミュレーションを実施してございます。

調査の結果、当該地区を越えた広い範囲の居住区に大きな影響があることが判明したことから、影響が想定される町会に対しましては、毎戸にハザードマップを配布するなど意識啓発を図ったところでございます。

このように、地域防災計画に基づく調査研究につきましては、昨今の災害情勢を踏まえ、防災・減災対策に資するよう、国や県と連携しながら引き続き実施してまいります。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

先般の新聞報道を見ると、岩木川改修期成同盟会に、国・県に対しての要望に関する事かと存じますけれども、今副市長が答弁されたことかと思うんだけど、もう少しわかりやすくその要望事項について、あるいは事業について教えていただきたいのと、そしてまた当市に関係する河川、国・県、普通河川もございませう。それらの関係についてもどういう要望、事業などをされたのか教えていただきたいと思ひます。

○議長

○建設部長

(原田 茂)

建設部長。

まず、岩木川改修期成同盟会の要望について説明いたします。その新聞報道にありました今の要望は、岩木川改修期成同盟会という団体で要望活動した内容と思ひます。

この同盟会は一級河川岩木川水系の河川がある、あるいは接している市町村、15市町村で構成されております。

今回の要望内容についてであります。国直轄管理区間の弘前市上岩木橋から日本海まで、約102キロメートルありますが、これについての事業促進であります。

項目としては4点ございます。1点目は防災・減災、国土強靱化のための河川事業関係の予算確保。2点目は岩木川水系河川整備計画の着実な履行。3点目は岩木川中流部の冠水頻度の低減対策の促進。4点目は大規模災害時の支援及び現場職員の確保。

この4点について、令和元年10月30日に国土交通省青森河川国道事務所、翌日10月31日国土交通省東北地方整備局、さらに翌日の11月1日に国土交通省の本省へ要望をしております。

次に、県管理河川の要望内容についてでございます。

市内の県管理河川は、一級河川岩木川水系平川を初め20河川ございます。今年度の要望は河床整理及び維持工事として8河川20カ所。雑木伐採として6河川9カ所。これをことし、令和元年9月5日に中南地域県民局へ要望調書を提出しております。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

先ほどの中で浸水対策というのがありますが、これ柏木地区の浸水に対する、平成27年度ですか、私も一般質問しております。この部分が入ってると思うんですけども、この部分は現在工事中でいつ完成して、そしてどこの河川にぶつけるのか、放流するのか。それ、まずお尋ねします。

○議長
○建設部長
(原田 茂)

建設部長。

浸水対策についてであります。これについては河川事業とは離れてございます。まず、下流部対策の市道部については市の単独事業として、次に今工事している場所の上流になります。県道弘前平賀線になります。ここについては県の交通安全事業として要望しております。

それで放流先でございます。放流先については五郷川に排水しまして、五郷川から引座川へ合流します。引座川の後、平川へ排水する系統となっております。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

そうすると柏木の関係はここには書いてないと。それで先ほど答弁あったと思うんですけども、ちょっと聞き取れなくて今書けなかったんで。再度聞きますけども、浸水対策の基本調査、これどこ対策されるのか、もう一度お願いします。

○議長
○建設部長
(原田 茂)

建設部長。

浸水対策については、この本庁舎を含めて平賀駅前地区20ヘクタールについて浸水するものとして想定し、雨水を処理する場合、これを設計し現在計画しているものでございます。

その20ヘクタールで浸水想定したものでありますけども、先ほど副

市長も申し上げました流域の部分が211.7ヘクタールがございます。この中に3本の用水路。柏木堰、荒田堰、前田堰、この3本の水路がございます。

これらも加味して排水処理する場合の対策案を計画したもので、上流部案は県道大鰐浪岡線の部分でカットして、それから柏木方向には来ないように遮断する案。浸水部対策としてオダギリ商会ガソリンスタンド付近で合流する雨水が多いので、それを直接六羽川へ排水する浸水部対策案。それと前田堰本線の流量を円滑に排水するために田本商店から下流側、今現在市が施工しているこの部分、これが下流部対策として流化能力を上げるために製品の大きさを変えているというところでございます。

平成25年の災害時、浸水したエリアもつかんでおりますが、これと今の調査による計算結果でもって、実際は20ヘクタールが浸水するものと想定しておりましたけども、8.3ヘクタールが浸水想定されます。これを未然に防止あるいは軽減するための案でございます。

あと降水量については、平成25年災害のときに降った降水量を確率年で直しますと3年確率です。今現在設計している案は7年確率として1時間雨量40ミリメートルを想定しております。7年確率というのは雨水を処理するための、下水道の雨水処理基準あるいはその道路側溝の排水溝指針、これらの基準に基づいて7年確率で今現在進めているところです。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

本庁舎周辺あるいは駅前、20ヘクタール。そして降水量が40ミリメートルということですけども、これ平成25年の災害、いわゆる杉館の近隣が決壊したとき。そのときの1時間当たりが大体31ミリメートルでございます。二日間で総雨量が211ミリメートルとこうなっております。現実に防災計画にうたってるわけですよ。そうするとここで33、40。今報道を見ると100ミリメートルとか200ミリメートル以上とか、そういうような状況になっている。これは温暖化による異常気象、台風も豪雨もこれから頻繁にあるだろうという予測もされてますけども。これ40ミリメートルって果たして、こんな計算で果たしているのかと。先ほども言った西日本。例えば台風15号、19号によるこの量から計算していくと、とてもじゃないけども私はちょっと無理なのかな。仮にこれだけ、例えば40ミリメートルにしても本流に、六羽川やいろいろな川、本流、引座川か最後は平川に行くと思うんだけども、そういう川自体も、河川も受けるだけの、量増した場合に受けられるのか。自然の川が逆流して越水するのかという、私そういう考えもあるんですけども。そうしたやつき合わせたこの対策というのは考えてないんですか。それひとつ。

○議長

建設部長。

○建設部長
(原田 茂)

下流部の排水経路の中の対策ということだと思いますが、これについては私どものほうでも確かに議論になってございまして、最終的に平川へ到達する前の引座川の部分では、途中の経路は別としても行き先は今までと何ら変わらないのでいいんですが、要は今の対策をすることによって流化速度が上がるということで、合流地点における水位の上昇というのは軽減されると。

今県と協議しながら進めたいということで計画しているのは、一番の下流の合流地点であります五郷川、これが整備したときは農業用排水路として整備されたものが、今現在は普通河川として市が管理しているので、以前の流れ方とはまた流加速度も違いますし、時間的に水位の上がり方も違うということで、これらの整備についてはやはり将来的には考えていかないといけないだろうということで議論はされてますけども、ただ今現在としてそこまで煮詰まったものとはなってございません。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

私今回質問、防災関係なんですけども、6回目です。平成23年、平成24年、平成25年、平成27年は2回。それだけ私はこの災害というものに対して、考えてって言えばいいのか、市民の生活守る、それに対してやってるんですけども。

今までの県の要望でも、私よく言うのは支障木、先ほども9カ所ですか、河床の問題。6カ所とかそういう答弁ありました。これずっと私、平成24年のときも質問しております。それでみんな県に要望しますとか答弁いただいて、長期総合プランに載せるとかそういうことでもありました。それで一応平成27年には若干見直しかけたと思うんですけども、平成27年のときも大体そういうような答弁だけなんです。

それで最後のこれが平成30年、新しいのが出てきて、内容見てもさほど変わりはない。ただこの調査研究は新たに入ったとは思いますが。

やっぱり平成25年の杉館のあれの原因は水量が多かった、増水したから決壊したんだという答弁なんですよね。私の考えは全然違うんです。緩やかなカーブなんですけどもその付近に支障木があるんです、ど真ん中に。それにいろんなものが流れて、漂流物が、ビニールだとかそれが流れてそれに絡まって流れが変わった、左右に分かれてしまった。その力によって堤防が決壊したんです。あれ氾濫したんじゃないんです。氾濫っていえば普通は堤防越えて氾濫するんですけども、まともに決壊してしまったんです、水力によって。石ではないけども、田んぼのあの粘土土みたいな岩盤、あれほぐれてしまったんでしょう。

ですから私いつもこの言うのは、支障木の撤去と、先ほども言いました中州土砂。これをどうしてもやらなければならない。ずっとそういうことで私はやってきたんです。ですから今の川の問題も水底、要

するに川底の一番低い今流れてる部分に、みんな同じにしないと、ちょっとした増水は確保できると。それをやらないために流れる場所いつも同じで、若干多く雨が降った場合にそうした結果が発生するんだと。

私はそういう認識でいましたけども、これを何とかもっと早くできないのか。今回県、国でも要望したということですので。もう何年も前の話なんです。本当に県に報告してあったんだと、要望してあったんだけども何でじゃあ県でやらないのか。最低でも私平成24年にそういう質問して答弁もそういう結果なんです。それからみるともう何年になります。ですから本当に県に強く要望しているのか、本当に県でもやる気あるのか。それで私それやらないために、これは天災じゃない、人災だっていう。みんなそういうの処理して100ミリメートルも降ったとか、80ミリメートルも降ったとか、時間で。そうなった場合は考えようによっては、じゃあ天災かな、そういうふうな私は思いもするんだけども。

市長、私のこの考えっていうのはどうですか、間違ってますか。

市長。

工藤竹雄議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず私ども行政が、市民の生命、財産を守るというのは当然のことで、これに対応していかなければなりません。

それから国・県管轄の管理の河川に関しましては、それぞれの計画に基づきながら河川の掘削、あるいは支障木の撤去等を進めてきております。

先般、国のほうに要望、期成同盟会での要望は、岩木川を中心とした河川改修の要望でした。と申しますのも、今工藤議員が御質問のものはこの平川市の地域のところに限定しておりますが、これらが集まって岩木川に入っていく、その場合、岩木川本体そのものに支障木があったり、あるいは河川に中州があったり河床が浅かったりすることによって、今回ほかの地域で、宮城県とかで起きた、逆流が起きる可能性が強いので、まずはその下流部からの対策を早く進めていただきたいというのが要望でありました。

今まで国のほうで進めている、どれぐらいの降水量に対してこの河川改修とかそういうのを進めているかということ、1日当たり170ミリメートル前後だったというふうに思ってます。ところが、今までに見たことのないような雨が降った、これはこの間の台風19号のときもそうでしたけれど、1日に300ミリメートル、500ミリメートル、600ミリメートルというふうな雨が降っております。そういう雨が降った場合は、これは東北地方全体の河川はどこでも対応できないということになります。ですから国のほうでは今、国土強靱化計画の中で、それらの対応するよう予算も今度組んでおりますので、今までよりは少し

○議長

○市長

(長尾忠行)

は河川改修の速度が進んでいくのではないかというふうに思っております。

私どもが要請しております支障木等の倒木と申しますか撤去と申しますか、そういうこともその中に入ってきて早目に進んでいければというふうな願いを持ちながら、河川国道事務所あるいは東北整備局、さらには国土交通省に行ってお願いをしてくれている現状でございます。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

確かに岩木川支流ですからそっちのほうが重点的にはなろうと思っておりますけれども、ただ我々は市民の生命、身体、財産を守らなければならない。やっぱり私はこの場合はここで守っていかなければならない。

それで先般の新聞、こんなふうにして市長も答弁されておりますけれども、ありました、国の今、水位上昇防止するには補助金を出すと。これ新聞に、総務省でそういうようなことも出されておりました。いわゆる、先ほども言いました水底の土砂を取り除く、水位を下げる工事、支障木、それらの事業に支援する。いわゆる個別補助制度というのがたしか新聞に載ってました。つい最近でいうと、市長も言いました経済対策の関係で災害の防災・減災、それと強靱の関係で出ました。それから氾濫発生、危険性の高い河川の関係、内水、浸水の対策の強化とか。最近この関係が新聞に非常に大きく出ているところなんです。

ですから私はこれの本当の事業があって、これ使えるのであればこの自治体よりもいち早く、私は考えて着手すべきだと思うんですけども、市長どうですか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

市民の安全安心、先ほど申し上げました生命と財産を守るという責務が行政にはございますので、国・県のさまざまな事業等を精査しながら、今議員御指摘の事業等が該当していくのであれば対応は考えていきたいと思っております。

ただ、先ほど建設部長のほうから御答弁申し上げましたが、いわゆる平成25年災害のときのあの雨量に対応するために流化をどのようにスムーズにいくか、いかせることができるかということで三つの対策案を示しながら、まず現在は下流部、田本商店から小和森方面への堰の幅を広げて、水量分散していくことによって抑えることができるのではないかとということで、今県の事業も活用しながら進めているというところでございます。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

防災・減災対策で、今の日沼地区にも立派なものつくってはいいただきましたけど、ただあれもまだ試験しておりません。私が願ったのは、ポンプによる排出なんです、排水。要するに堤防を越えた部分が私望

んでただけど、それは工事費が相当高いと、そういうことで。

今、たまった水は、何ていえばいいのか、口を開けて押し出して流すというようなつくり方なんです。あれだけの濁流が来たときに、果たしてどうなのか。これ試験してみませんのでわかりませんが、私ちょっと無理という感じするんですけども。できたものについてとやかく言われたい。本当は堤防を越えた、ポンプアップしたほうが一番私は理想だと思ってる。あれたしか4億何ぼかかって市では4,300万か800万、そのぐらい負担してると思うんですけども。

市長あれまだ試験してないけどもどうだと思えます。排水できますか。ふたあけて、仮に濁流来てやった場合、どう考えられます。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

平成25年度のあの災害のときは、日沼地区は水を抜くことができないということでかなりの浸水被害を受けました。そのことに対応するために国のほうにお願いして、いわゆるポンプといいますか操作場といいますか、そういうふうなのをつくっていただいたんですが、現実的にそれで大丈夫だということでそういうふうな対応になったと思うので、現実的にそれをどう思うのかと言われるとなかなかお答えできないわけではありますが。

いわゆる当時の時間当たり40ミリメートル程度の雨量があって、水が地区にたまった場合でもそれができるというような想定のもとに国のほうで工事をしたというふうに思っておりますので、そういうふうに御理解いただきたいというか、私は理解しております。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

質問したいことはたくさんありますけども、今、国・県に要望されてるということですので、これ以上質問してもなかなかいい回答が出ないだろうと。

ただ私は、今回の選挙におけるテーマが、地域に安全、暮らしに安心、生活第一。これが私の選挙のテーマなんです。

市長、その点答弁求めないんですけども御理解いただければと。防災関係、地域に安全をもたらしてほしい。そう願っております。

次に行きます。第2の質問項目は、平川市職員の懲戒処分等に関する規程について。

最近の報道による小学校における教職員による同僚への暴力行為や消防署員による同僚への暴力、いじめ関係、さらにはパワーハラスメント、金銭問題など、職種に関係なく不祥事が相次いで発生しています。一部の職員ではありますが、公務員全体が不信の目で見られ、信用信頼を逸するおそれがあることから、これらの事件、事故等を市長はどのように理解しているのか御見解を伺います。

また、平川市においてこのような出来事が発生した場合、平川市職員の懲戒処分等に関する規程に基づいて処分すると思うが、今の時代

に合わせた型となるよう、いま一度規程について点検、検討する必要があると思います。公務員に対する市民感情を考えたとき、適正に処分することで再発防止を図ることが求められると思うが、市長の御見解を伺います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

工藤竹雄議員から御指摘のありました報道されている公務員の不祥事につきましては、処分等について私から何かを言えるような立場にはございませんが、公務員として、また人として、あつてはならないことだとは思っており、大変残念な出来事であったと感じております。

平川市職員の懲戒処分等に関する規程につきましては、国の人事院が示している懲戒処分の指針に基づき整備しております。この指針については、懲戒処分が厳正に行われるように、それぞれの事案において処分を決定する際の参考とされており、改正が行われれば、同様に当市の規程も改正している状況であります。

しかしながら、この指針については、あくまでも代表的な事例について標準となる懲戒処分等の種類を掲げているものであります。

よって、具体的な処分を決定するに当たっては、事案の内容や重大性、過失の度合い、社会に与える影響などを総合的に勘案し、場合によっては、さらに重い処分へと加重することも可能であり、規程にも明記しているところであります。

公務員倫理の保持の徹底と不祥事の再発防止のためにも、懲戒処分についてはそれぞれの事案を勘案しながら、適正に処分してまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

職員の採用時における宣誓書に誰しもが署名するわけでありませうけれども、私は自覚が足りないだけでなく人間失格、人間欠落だと思わざるを得ないんです。

平川市職員の懲戒処分等に関する規程の第15条職務義務違反等に係る懲戒処分等の量定が書かれています。これは、見直しがかかっていわゆる第14条の問題に加重できるというように掲載されております。

私は、重大な事件事故等は直ちに処分する。特に公務員として著しく逸脱した行為、社会に与える影響などを考えたときに、有給休暇を凍結、依願退職を凍結するなど、条例を設置する考えはあるのか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

再質問にお答えをいたします。

職員が不祥事を起こし、仮に刑事事件として起訴された場合には、地方公務員法の規定により、その時点で本人の意思に基づく有給休暇

ではなく休職とすることができ、当市においても平川市職員の分限に関する条例において規定しているところであります。

地方公務員法の規定では、このような場合には給与の差し止めも可能としているほか、禁錮刑などが確定した場合にはその時点で免職ということにもなっております。刑事事件以外の場合に関しましては、現時点では本人の意思に関係なく休職させるという規定はございませんが、不祥事の内容や事件の重大性、他市町村等の例などを参考に個別に判断していくものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

当市にあってはこのような事案がないように、これからも注意をしております。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

この第14条の関係で、正すわけではないんだけど、検討をすべき問題なのかと思っております。

職場内の秩序を乱す行為というのがございます。暴行による秩序を乱した場合、暴言による関係があります。そして、公務外の非行の関係で表があります。身体を傷害した場合です。公務中の傷害というのがちょっと見当たらない感じがするんですけども。公務外の非行には傷害が入っているのです。

私あえて聞きませんが、そうしたこともあるんで、こういった懲罰の関係のもう一回見直し。職場内で例えば傷害起こした場合、停職になるのか減給になるのか。外での非行については停職、減給なんです。ただ、職場内の関係についてはここにうたっていない部分もあるんで、差をつけていいのかどうか私わかりませんが、内でも外でも同じように受け取られるような感じもするんですけど。その点は、これから検討して精査していただければとそう思っております。

それで私は、職員の懲罰を特別どうのこうの求めているわけではないんだけど、やっぱり今までもやっていると思うんですけども、職員に対してのハウレンソウ。よくハウレンソウあります、食べるハウレンソウじゃないんだけども。市長わかっていると思う。それをもっと義務化を促したい。そして、自己の生活、家族、家庭の犠牲を及ぼすことなく、職員自体が勇気と奮起を持って促進に向上していただきたい。そういうふうに努めていただきたいと私は願っております。

以上で質問を終わります。

○議長

15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了いたしました。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、14番、齋藤 剛議員の一般質問を行います。

齋藤 剛議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤 剛議員、質問席へ移動願います。

(齋藤 剛議員、質問席へ移動)

○議長

齋藤 剛議員の一般質問を許可します。

○14番

(齋藤 剛議員)

第2席、14番議員、齋藤 剛であります。私の質問は非常に簡単でございますので、簡単にお答えして、そのまま決定していただければと感じております。

国旗掲揚条例の策定について。私ばかりでしょうかと思いますけども、最近特に目に、耳にするのは、弱者誘拐、監禁、無差別殺人等、また我が子供を両親が、そして祖父母等があやめたり、道徳に反するようなことを毎日のように報道されています。

また車社会におかれましても、道路に袋ごとごみが捨てられたり、雪解けの春には田んぼの中には空き缶及びごみに大変苦勞しております。また、あおり運転も大きな社会問題化されています。皆さん、いらいらしながら運転しているんだとも感じられます。

さらに、今後は働き方改革により、外国人が日本国内に多く働くことがあると思います。日本の心がますます失われていくのではないかと思います。危惧しています。

その対策として、日本人としての道徳を取り戻すために、平川市で国旗掲揚条例を制定してほしいと思います。令和で初めての国旗掲揚条例を平川市から発信し、国民の祝日には各家庭で国旗を掲揚するようにしたいと思います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

齋藤 剛議員の国旗掲揚条例の制定の御質問についてお答えをいたします。

議員御指摘の日本人の心とは、相手を敬う心や、モラルを守り道徳を重んじることなどを指しているものと理解をいたします。

また、国旗を掲揚することをきっかけとして、日本人の心を取り戻してほしいということについては、古きよき時代に各家庭で行われていた国旗の掲揚の習慣を再び行うことで、日本人の心を取り戻せるのではないかとのお考えであるというふうに拝察をいたします。

私も近ごろのニュースを見ていますと、悲しいものが多いと感じられております。また、道路脇にごみが捨てられていることなどについても目にするのがあり、環境を保全する意識の醸成にも努めていかなければならないと改めて感じております。

外国人が増加することについては、働き方改革に加え、人口が減少し労働力不足が叫ばれる中、日本で働く外国人は今後ますますふえていくものと想定されますし、都市部の小売業などでは実際にふえてい

ることを実感しております。議員におかれましては、このことにより日本人の心が失われていくのではないかとということに危惧されているのではないかと思います。

一方で、先日のラグビーワールドカップでは、日本人選手と外国人選手で構成された日本チームが決勝トーナメント進出という快挙をなし遂げました。ラグビー日本代表チームの頑張り、また日本国民も一体となって応援し、まさしく心が一つのチーム、ワンチームとなって世界に挑み、今回の快進撃につながったものと考えており、私もその雄姿を拝見し、日本人として誇りに思い感動しました。

また、今大会では日本を訪れた方へのおもてなしや、日本の人が他国のチームを応援する姿に、世界からも称賛を受けたことが報道されております。

来年の東京オリンピック・パラリンピックでも日本が一つとなり、日本選手団が好成績をおさめ、日本を訪れる外国の方が喜んでいただけることを期待しております。

さて、相手を敬う心や、モラルを守り道徳を重んじる人となるための手法として、議員より国旗を掲揚してはどうかとの御提案をいただきましたが、このような人、心を育むためには、小さいころからの道徳教育が必要であると考えます。

本年第1回市議会定例会一般質問で教育長が答弁しておりますが、市としましては子供たちが命のとうとさを知り、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性、社会性を育むことができるよう、引き続き道徳教育の充実に努めてまいります。

また、家庭、地域とも連携を図りながら郷土に誇りを持ち、互いの個性を尊重し、未来を切り開く子供たちを育成できるよう、道徳教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

昭和の時代には、国民の祝日に各家庭で国旗を掲揚する風景が一般的であったと思いますが、時代が平成、令和へと移り、その姿も少なくなっております。

そのような中、市ではことし国民の祝日となった10月22日の即位礼正殿の儀当日に、本庁舎、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所において、国旗を掲揚し祝意を表したところであります。

一方、市独自の国旗掲揚条例を制定し、各家庭に対し国旗の掲揚を求めることは、今の時代の流れなどからも難しく、それぞれの家庭の判断に委ねたいと考えております。

齋藤 剛議員。

非常に丁寧な説明で、最後に今の時代にはふさわしくないというような市長の考えを聞きました。

確かにモラル、マナー、道徳。それが日本人がすばらしくて、外国人が悪いというわけではありません。一概に悪いのではなくて、多々

○議長
○14番
(齋藤 剛議員)

見られる。日本人も外国に寄っていっぱいそれなりにその国に対して尽くしている。その心がひよっとすれば年配の方なのかと感じております。

私が小さいころ、小学校1年生、2年生、3年生。6年生ぐらいまではずっと、月曜日の朝1時間目には道徳という授業がありました。別に人にこうすればいい、ああすればいいというような道徳じゃなくて、人間として、子供としてやっていくためには、ある程度というような。例えば、トイレから来たらスリッパを逆向きしてそろえておきなさい、次の人のためにとか。そういうような道徳というものは学んだような記憶があります。

その点からして、条例が制定されたからすぐに日本の教育課程が変わるといってもございせんけども。

これから私たち今、自分の子供を育て終え、孫を見る面で、「ええ、なんだよ、こんな言葉きかなくていいべな。」というような言葉も孫の口からされることがあります。そして子供たち、孫たちは塾に追われ、そして一般家庭でお父さん、お母さんは共稼ぎ。そして祖父母は別家庭にいるというような形で、その子供が本当に親、祖父母から思いやりの心も、そして日本の心というような言い方はないかもしれませんけども、失われていくんだなど。勉強さえできればいい子供なんだというような、世間一般からそういうような目で見られているような気がいたします。だから、隣近所の人はどうでもいい、自分で勉強できればいいというようなものの考え方がありはしないかとも思っています。

そして今から15年くらい前でしょうか、ゆとり教育が始まってから非常にゆとりがなくなったとも感じているのは、私一人ではないと思います。もともと、私たちが小さいころは、例えば小さな村でも一人子供が生まれれば、そして4歳、5歳、8歳ぐらいになるまででも、隠れんぼうしたり鬼ごっこしたりしていれば、その村のおじいちゃんはその子供に対して「おーい、時間だ、帰れ。」とか大きな声で叫んだような気もいたします。でも今は、もしそんな子供に対して「おーい、早く飯食いに行け。」と言えば、「うちの子供、あんたに何した。」というような変な社会になっているような気もしまして。よそのお孫さんには声もかけられないような御時世だと多少感じています。

その点からして、道徳の時間は今ないのかもしれませんが、そういう形で何とか日本の心、そしてオリンピック見ても、そして国際競技見ても、日本の国旗が揚がって国歌が歌唱されれば、自分も気持ちぴりっとするんだなという気持ちもありますし、うれしい気分にもなります。

今、平川市には平川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例とあってありますけれども、果たして前の車からごみを投げられても、それに

対して後ろにいた気がついた人が「な、あのごみ投げだべ。」って言えば「うるせえこの。」って、逆に反発買うような時代でございます。火のついたたばこでも秋口に捨てられることもあります。果たして、本当にそれでいいのかと。ちょっとでもいいからぴりっとした時間を持ってもらいたいという感じもありまして。

この制定にはどのぐらいの時間がかかるのかというのがありますが、市長は必要ないんじゃないかと言われましたけれども、私はそのように望みます。もし、制定するとなれば二、三カ月かかると正月には間に合いませんけれども。別にペナルティーもありませんし。

役所で国民の祝日には国旗掲げるのはこれは当たり前だと思います。そんなに大したことでもないし、国旗掲げるってすれば掲げればいいだけですから。

でも、一般家庭に国旗掲げれば、平川市は大したものだというようなはたから見ると面というのか、内から見ると面も非常によく変わっていくと思っておりますので、今一度答弁よろしくお願いします。

市長。

齋藤議員も私も同じ世代でありますので、子供のころから親に人に迷惑をかけなるとか、あるいはまた人が嫌がることをするとか、そういうふうなことは親や周りから言われて育った経緯があるというふうに思います。

議員が御指摘のその日本人の心っていうのは、それぞれ人によってまた感じ方が違うと思いますが。二十数年ほど前に奈良県の薬師寺へ行ったとき、管長でありました高田好胤という人がおられて、その人が講演の中で「今の日本人は日本人の心を忘れている。日本人の心は何かというと、喜びと感謝と敬いの気持ちである。そして、ありがたい、おかげさま、もったいない。こういう気持ちを次の世代にもずっとつなげていかなければならない。」というお話をお伺いしたので今でも覚えております。

今教育委員会の中でも、道徳教育を進める中であって、そういう人に対する、相手の立場に立って物事を考えるような、そういう道徳教育は進めております。ただ、残念ながら時代の流れの中で核家族化が進んだことや経済成長との影響もあるのかもしれませんが、そういう心が少しずつつながりながら、育って残っているところもありますが、また失われているところもあるというふうには感じております。

ただ、議員御指摘のように条例を制定するとなると、これは法律の一つになっていきます。憲法第19条の中に、思想及び良心の自由というのがございます。ですから法で決めるというふうなところは、私は無理があると思いますので、学校教育とか社会教育、あるいは家庭教育の中で、そういうふうな心を植えていただくような教育体制とございますか、そちらのほうの充実にこれからも取り組んでまいりたい

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

○議長
○14番
(齋藤 剛議員)

というふうに考えております。

齋藤 剛議員。

わかりました。それでひとつ教育長にお尋ねします。今は私自身ないかと思えますけども、日教組が強いころには国歌を歌うことは禁止とあってありました。平川市にはないと思えますが、そんな学校という言い方失礼ですけども、そのような学校ありますでしょうか。そして、そのような団体が平川市でありますでしょうか。お尋ねします。

○議長

齋藤 剛議員にお願いいたします。

通告外の質問と受けとられかねないので、ここの答弁はなしということによろしいでしょうか。

(「はい、いいです。」と呼ぶ者あり)

○議長

それでは、続けてください。

齋藤 剛議員。

○14番
(齋藤 剛議員)

質問外のことも尋ねてわかりました。でも、これは削除いたします。それで私の質問、これで終わります。

○議長

14番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

引き続き第3席、13番、桑田公憲議員の一般質問を行います。

桑田公憲議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

桑田公憲議員、質問席へ移動願います。

(桑田公憲議員、質問席へ移動)

○議長

桑田公憲議員の一般質問を許可します。

○13番
(桑田公憲議員)

改めまして、おはようございます。ただいま議長から一般質問の許可をいただいた第3席、議席番号13番の誠心会、桑田公憲でございます。よろしく申し上げます。

それでは通告に従い質問させていただきますけれども、その前に一言。

まず、先日県りんご協会で行われました青森県りんご品評会において当市広船りんご支会が農林水産大臣賞5年連続ということで、地元はもちろんですけども、平川市にとっても大変名誉なことと思えます。改めて、おめでとうございます。これからもまた精進していただければと思っております。

それでは通告に従いまして質問させていただきます。

まず1. 鳥獣被害対策について、実態とこれからの対策についてを質問いたします。

ことしは例年にも増して、ツキノワグマやイノシシ、鹿などの目撃情報が多かったと私自身感じております。農作物の被害にとどまらず人的被害もますます懸念されております。

そこで、今年度の鳥獣被害対策実施隊員の出動状況、また捕獲件数、市民からの目撃件数、鳥獣による農作物被害状況についてお教えください。また現在の対策の状況、そして今後の対策についてもお聞かせ

○議長
○市長
(長尾忠行)

ください。

市長、答弁願います。

桑田議員御質問の鳥獣被害対策についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、ツキノワグマやイノシシ、ニホンジカの目撃については、依然として市へ多数の情報が寄せられております。

熊については例年同様、東部地区や広船、尾崎、新屋などの山間部、また碓ヶ関地域などで多数目撃されており、ことし5月には、大木平地区において山菜とりの入山者が襲われる事故も発生しております。また、鹿の情報については数件程度であります。イノシシについては小学校や民家付近での目撃情報が多くなっております。

市といたしましては、農作物被害だけではなく、人的被害に及ぶ可能性が高くなっている現状を踏まえ、より効果的・効率的に捕獲を実施していくことが課題であると考えております。

具体的には、熊対策については捕獲検知システムを導入いたします。このシステムは、当市の株式会社ジョイ・ワールド・パシフィックが開発したものでありまして、箱わなやくくりわなへ専用機器を取りつけ、わなが作動した場合、スマートフォン等へ通知が来るものであります。したがって、センサーカメラと比べてより確実かつ効率的であり、実施隊員の見回りも軽減するものと考えております。

また、イノシシ対策であります。捕獲は大変難しく、近隣自治体や隣の秋田県の自治体でも同様に苦慮している状況であります。

市に寄せられた情報により、出没場所へわなやICTセンサーカメラを設置し、存在を確認しておりますが、依然捕獲には至っておりません。わな以外では囲い込みが有効であります。そのためにはねぐらの特定が必要となります。竹館小学校付近を中心として目撃されていることから、その付近から捜索していくことが得策と考えているところであります。

今後は引き続き、わな等の対策に加え、赤外線カメラつきドローンによる捜索、そして捕獲を検討したいと考えております。

実施隊員の出動状況や捕獲件数等の状況については、経済部長より答弁させます。

○議長
○経済部長
(大湯幸男)

経済部長。

私からは、今年度の実施隊員の出動状況、捕獲件数、市民からの目撃件数、農作物被害状況についてお答えをいたします。

いずれの数値も4月から10月末現在の状況であり、市民からの目撃件数につきましては、市へ寄せられた出没情報件数でお答えいたします。

まず、実施隊員の出動状況であります。隊員26名で延べ2,712時間となっており、1人当たりの月平均は約15時間となっております。次に捕獲件数であります。熊が12頭、カラスが29羽となっております。

ます。

続いて、市に寄せられた出没情報件数についてですが、34件となっております。内訳としましては熊が17件、イノシシ8件、鹿5件、その他4件となっております。

最後に、農作物の被害状況についてであります。あくまでも市が把握している分となります。

熊による被害件数は12件、被害金額は91万6,000円程度となっております。被害作物はニンジン、リンゴ、桃となっております。

カラスによる被害は相当数発生していると思われませんが、市が確認した件数は1件、被害金額は5,000円程度となっております。被害作物はイチゴでした。

○議長

○13番

(桑田公憲議員)

桑田公憲議員。

再質問を一つ、二つぐらいしたいと思います。

まずは熊に対する対策についてお伺いいたします。

捕獲検知システムを導入ということですが、今までのものとどう違うのか、もう少し詳しくお知らせください。そして成果についてもお願いします。たしか前に工藤貴弘議員が一般質問の中でやった、そのものとは違ってもっと性能がいいように聞いてますけれども、その辺のことを詳しくお願いします。

○議長

○経済部長

(大湯幸男)

経済部長。

熊に対する対応ということの再質問でお答えいたします。

先ほど市長が答弁しましたように、ICTセンサーカメラと捕獲検知システムということの今二種類で対応してございます。

センサーカメラというのは動いたもの。例えば人、動物、木の葉っぱなどにセンサーが反応し、瞬時に撮影をしまして、その撮影した画像が農林課の担当職員、あるいは実施隊のところのスマートフォンに画像が転送されるというシステムでございます。

捕獲検知システム、これも先ほど市長が答弁しましたが、箱わなあるいはくくりわなの上部に設置しまして、何か入って餌をとって入り口が閉まるようになったときにセンサーが作動しまして、それもまたスマートフォンのほうに何かかかったということで反応あったと通知が来るということでございます。

このことから、熊の捕獲につきましては検知システムのほうがやはり効果的でないかと。イノシシは夜行性で動き回りますから、その状況把握のためにはセンサーカメラのほうが有効でないかということで、今設置をしている状況であります。

○議長

○13番

(桑田公憲議員)

桑田公憲議員。

それでは前のシステムと今のシステムの、例えば値段っていえばちょっとあれですけども、どのぐらいで何基。その今のICTですか。そのセンサー、何基保有しているのか。

○議長
○経済部長
(大湯幸男)

経済部長。
まずセンサーカメラ、現在6台保有してございます。価格が7万7,544円。それと別個に通信費、これが年間2万円ほどかかるということでございます。

捕獲検知システム、こちらのほうは16台保有してございます。価格が1台5万4,000円。そしてまた通信費が年間5,300円ということでございます。

○議長
○13番
(桑田公憲議員)

桑田公憲議員。
熊についてはある程度の効果出てるように思いますけれども、今一番問題になっているのはイノシシです。それでイノシシの対策についてお聞きします。

I C Tセンサーカメラを設置して、存在は確認しているようですがなかなか捕獲は難しいというのでありますけれども、それではこれからの対策というか、確認しただけで終わっていくのか、どうしようとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長
○経済部長
(大湯幸男)

経済部長。
今、桑田議員のほうからイノシシの対応ということでこれからどうするのかということでございました。

先ほども答弁しましたように、まずはイノシシは、熊もそうなんですけれども、ねぐらを持って活動すると。夜行性でございますので夜活動するということでもあります。日中もそうなんですけれども。

そのことから来年度、赤外線カメラつきのドローン、こちらのほうを購入しまして、まずはイノシシのねぐらの特定。この赤外線のカメラというのは、先ほど言いましたように森の中あるいは夜間におきましても、温度センサーがついてまして、赤くなってそれが写る。そのドローンを使って、まずはねぐらの特定をしたい。ねぐらの特定がされましたら、今度はわなを仕掛けてその捕獲に取りかかるというようなことで今考えてございます。

○議長
○13番
(桑田公憲議員)

桑田公憲議員。
ドローンについてはまた質問しようと思ったんですけども。今ドローンのこと言いましたので、そのことについてお伺いします。

今の答弁ですとまだ購入はしてないということですが、まだというのはどうしてまだなんですか。もうちょっと早く対応できなかったんでしょうか。

○議長
○経済部長
(大湯幸男)

経済部長。
この赤外線カメラつきのドローンというのは、価格が約60万円ほどします。そのことから、実際他県とかでも実例がございます。最近わかってきました。このことから当市でも来年度予算にこのドローン購入費用要求して対応します。

もっと早くという御意見でございましたけれども、来年から導入し

- 議長
- 13番
(桑田公憲議員)

て速やかに対応したいということでございます。

桑田公憲議員。

ちょっと対応が遅いのではないかと考えています。

このイノシシについては、昨年からよく目撃されるようになりました。それで昨年の秋ごろですか、ちょうど今ごろだと思えます。雪がちょっと降ったときに唐竹の町会の民家に出まして、それで猟友会、そして農林課の職員も来ていただいて、いろいろ捜索したんですけども、それは見つかりませんでした。

そしてその後、ずっと目撃情報がなかったわけなんです。けどもこの間聞いたら冬にたしか唐竹温泉の近くで、うちの前にいたというのは情報として聞きました。

それで春先、からたけ保育園の前のあそこら辺に、春になって田植え時期に来てました。それでたしか猟友会にお願いして、農林課にもお願いしてわなを仕掛けて、1カ月ぐらいやったけども、途中で来ていてもわなには入らないということで、頭いいってばおかしいけれども、いいイノシシなのかなと思ってます。

そのイノシシ、去年の個体とことしの個体は同じものではないかと思ってます。

小学校の子供と親と夕方散歩したら、犬の散歩に行ったら、遭遇したということでお話聞いてきました。そしたら一番先に見つけたのが子供で、犬の散歩で、そして見つけた瞬間、親が「何かいる。」と言う子供の、それで気がついて。ずっと50メートル以上バックしてきたんだそうです。背中向ければだめだということで、ずっと来て50メートルぐらい下がってきて、そして民家に入って、そのうちの人といなくなるのを確認してからうちに帰ったということで。

その親御さんは、その前にも墓地公園で見かけたという話です。それが10月28日ですか、ことしの。そしてその二日後の10月30日に竹館小学校のグラウンドの東側、沖館の畑に行く道路で小学校の職員が歩いているのを見たということで、頻繁に出てます。そして教育委員会、そして農林課ともいろいろ行ってお話聞いたようですけども。

その前にも、さっきも言いましたけれども5月に田んぼに来た。それから6月にも6日、21日、26日と新館地区、そして新館の墓地公園、あそこら辺で目撃されています。

さっきも言いましたけれども、親御さんが見つけてたまたま事故がなかったからいいんだけども、もしこれ子供とか、もちろん親もそうですけれども事故あったらどうするのかというのが今私の一番危惧するところです。

先ほどもお話聞きましたけれども、ドローンを来年やってから対策するんだというのは、ちょっと遅過ぎるのではないかと考えています。

例えばこれは提案ですけれども、新館の墓地公園のあそこら辺が集中的に出ています。それと小学校の裏のほうの園地にも出ています。そういうことでこの実施隊を何とかお願いして、捜索というか、今ちょっと雪降ったところは猟友会の人に聞きましたらよく足跡が見えるし、もしそういうときであれば要請があれば、1日ぐらいでもやってほしいってなればやってもいいというような話も聞きました。

そういうことで市としても事故ある前に、これ事故あってからいろいろまた対策してもこれは遅過ぎ。いつも国全体、警察関係もそういう事故がなければ何もやらないというようなそういうことではなく、対策をしてもらいたいと思いますけれども市長、どう思いますでしょうか。

○議長

市長。

○市長

事故が起こる前に対策をとというふうな桑田議員からのお話でございます。

(長尾忠行)

まずはイノシシに関しては、ねぐらがどこにあるのかどうかというはまだ不明なわけでございます、それを探るために来年度ドローンを使って探ることができればというふうなことで今計画をつくっております。

ただ議員御提案の、実施隊の皆さんを動員して、多分ねぐらを探ればどうかという御提案だというふうに思いますが、これは実施隊の協力を得なければできないことでありますし、声がけはして、その対応ができるのであればしたいとは思いますが、なかなか実際にいるかどうかかわからないところへ実施隊の人たちを動員して動いてもらうというのも厳しいのかというふうには考えております。

ただ、万が一というふうな御指摘でございますので、どういう対応ができるのか、今後検討して対応を考えてまいりたいと思います。

○議長

桑田公憲議員。

○13番

もう少し、前向きな考え方出てくるのかと思ったけども、納得いかないというか、もう少し考えてほしいと思っております。

(桑田公憲議員)

このほかにもいろいろあります。熊、イノシシ、そしてまたニホンジカ。皆さん、農林課の方も見てると思いますがけれどもニホンジカは完全にいます。すごくかわいい、バンビというか。ああいうのが、またあそこら辺です、イノシシ出てるあそこら辺で写真で撮られていますけれども。あれもこれから考えると、一番最初に言いましたけれど、りんごづくりに対しては、りんごづくりだけでないんですけども大変な被害になると思っております。ということでやっぱりこれについては考えていかなければならないかと思っております。

それでここで一つお聞きしたいのは、きのう新潟県ですか。熊の捕獲に吹き矢で麻酔を打って捕獲したとあります。何でこういうの聞かかという、今例えば捜索して囲い込んでも銃は撃たれない、もちろ

んそういうことできない。吹き矢もそうかと思えますけれども、その手順というか、そういうのわかってましたらお願いします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(大湯幸男)

桑田議員の吹き矢で麻酔を打ったということの、その状況というかわかっていたらということでもありますけども。

実は私もきのう、たまたま昼休み、ニュースをテレビで見ました。大人の熊が1頭、子熊が2頭と。その後、ちょっとネットでも調べたんです。桑田議員言われるように吹き矢ということだったのか、私が見た記事によりますと麻酔銃と。やっとなですね、南魚沼の診療所に出たと、敷地内の物置に出たということで実施隊の要請あって警察出向いて行ったと。そのときには銃で撃って、多分それがわかんないですけども親熊に当たって弱まったと。その後で再度、関係者を呼んで今度は麻酔の銃で撃ったということで私は記憶してました。済みません、そこ、吹き矢であれば申しわけございません。私の勘違いでございます。

その麻酔銃ということは、原則として今ニホンザルということになってるんだそうです。しかしながらきのうの新潟県の事例みたいに、集合住宅地あるいはそういう人的に被害を及ぼすということになった場合には、警察官の職務執行法の適用ということで、警察官の了解を得てそういうところでも撃ってもいいということになっていると聞いておりました。

ただこの麻酔銃を使うのに、まずは麻酔銃を所持する許可あるいは麻酔薬を使用する許可。この許可をとる必要があるということから、その麻酔銃、吹き矢も多分そうだと思うんですけども可能な機関、団体は限られてるということでございます。

現在、青森県内にはこういう許可を持っている団体はないということを確認してございます。この辺では仙台市が一番近いということでございますので、なかなか簡単には実施できないんじゃないかということでもございました。

このことから今後、住宅地や学校付近などで緊急にそういう措置をとる場合、あくまでも警察官の判断ということでございますので、その指導により関係機関と連携して対応してまいりたいということでもございます。

○議長

桑田公憲議員。

○13番
(桑田公憲議員)

いずれにしても青森県でないというのはちょっと驚きました。仙台市から呼んでこなければってすれば、もう事故起きてしまってから、それもすぐ来るのであればいいけどもそういう状態であるのなら、ちょっと対応の仕方も考えなければならぬのかと思っています。

市長にお願いして、青森県でもそういうのやれるよう、例えば弘前地区の向こうには猿もいっぱいいますけどもそういうの使っていない

のかと今疑問に思っています。今、猿の話も出ましたけれども、猿の目撃もあります。そういうことでいろいろこの鳥獣に対しては、これから連携をとりながらやっていかなければならないと思っています。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

市長も感じてると思ひますけれども、ことしりんご農家で一番被害があつたのが鳥獣の鳥です。鳥の被害が大変ありました。これもりんご協会とかいろいろ聞いたんですけれども、今のところは飛んで歩くもんだごで、これの対策というか、なかなかできないのかと思ひて、私も納得するってばおかしいけどもこれから考へていかなければならないことと思ひてます。

ということで、この鳥獣のことはこれで終わりたいと思ひます。あと時間も余りないので。

それでは次の2. 放任園・粗放園について、実態と対策についてをお聞きしたいと思ひます。

この放任園、管理不十分な粗放園は前々からあつた課題でもありましたが、昨年そしてその前の年あたりから大変発生した、りんご黒星病の大発生でりんご農家がとても大問題になっていることとございます。

農家の高齢化やまた後継者不足、労働力不足等により、りんご放任園や管理粗放園は今後もますます増加するものと考えられ、このような状況から平成30年に県ではりんご放任園等対策マニュアルを策定し、その対応の指針を示したところであります。

そこで、平川市のりんご放任園及び管理粗放園の現状とそれに対する市の対策についてお知らせください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

桑田議員御質問の、平川市内のりんご園における所有者が全く管理を行っていない園地、いわゆる放任園の発生状況は、年度当初は2園地1ヘクタールとなつておりましたが、1園地については所有者の同意を得ることができ、6月に県の果樹放任園発生防止等対策事業を活用し、病虫害被害が周辺農地に及ばないようにするため放任樹の伐採及び抜根処理を行ったところであります。このことから、10月末時点では1園地0.5ヘクタールとなつており、現在、伐採処理に向けて所有者と話し合ひを重ねています。

また、所有者等が管理を行っているものの、十分な管理がなされておらず、放任園に近い状態の園地である管理粗放園については、5園地2.6ヘクタールとなつており、農業委員や農協、地域関係者等と連携しながら、適正な管理をお願ひし続けているところであります。

議員御指摘のとおり、りんご農家の高齢化や後継者不足、労働力不足等による園地の管理不良や栽培意欲の減退、離農などで、放任園や管理粗放園は増加していくものと考えられます。

市といたしましては、今後も放任園及び管理粗放園について、県のりんご放任園等対策マニュアルに則して、所有者等との適正管理に向けた話し合いや自主的な伐採処理への誘導、行政処分等の検討を行うとともに、発生防止のため、農業委員会による農地パトロールや各地域の中山間集落協定による農地保全活動、人・農地プランを活用した話し合いなど、地域での総合的な取り組みを継続してまいりたいと考えております。

○議長
○13番
(桑田公憲議員)

桑田公憲議員。

再質問します。放任園について、年度初め2園地あった1ヘクタールのうち1園地は6月に県の果樹放任園防止等対策事業を活用して伐採処理したとありますけれども、県の事業について詳しくお知らせください。

○議長
○経済部長
(大湯幸男)

経済部長。

県の補助事業の中身ということでお答えをいたします。

農家の皆様が所有しているりんご園地。そのりんご園地を栽培とができなくなったと、管理できなくなったという場合は、自分の力で伐採、抜根して周りに影響を及ぼさないようにするというのが本来の姿でございます。

しかしながら、中には高齢化が進み後継者もいない、親戚も頼る人がいないということになった場合、県のほうの放任園処理対策ということでも事業補助金を、幾らか補助をいただいて、市の持ち出しと合わせて、先ほど市長答弁にありましたりんごの木の伐採、そしてまた伐採だけするんであればまた根バヤとか出てきますので根っこも取るというのがこの事業でございます。

あくまでも自分で対応できないということから、誰でもこの県の事業を使ってやるということではないので、そこは御理解ください。

○議長
○13番
(桑田公憲議員)

桑田公憲議員。

これについていろいろ私も、去年当市で一番最初に黒星病対策ということで、県にお願いに行った経緯があります。

それから県では、去年の東奥日報ですけれども、9月22日に行政代執行の手順を明確にしたという新聞記事が出ています。これを見ると普通の人であれば、困っていれば、例えば市で、県でお金を出してやってくれるんじゃないかという書き方です。これを見て勘違いしている人がたくさんいます、農家で。「おらだちもしやねしてもこういう県で、市でやってけるんだべ。」というのがあります。

そして、こう書いてます。農家の情報などをもとに市町村が放任園のリストを作成して、市町村などが放任園の所有者と話し合っても解決せず、黒星病などの病害が発生するおそれがあれば、農地法や県条例に基づき県や市町村が木の伐採を勧告、命令できる。所有者が命令に従わない場合、各自治体は行政代執行に踏み切ると書いてありま

す。そしてこれを見れば、誰か隣で放任園とかあれば、市に報告すれば市でやってくれるという感じに受け取れます。これちょっと、きょう東奥日報さんもいますけれども、書き方おかしい、何か誤解するようなことを書いています。

そしてことしの8月に出た、県・市町村が伐採支援ということで、放任園の解消に本腰と書いてあります。そしてこれもまた見ますと、県は本年度からの総合対策推進事業で、放任園と管理が著しく行き届いていない管理粗放園の対策を掲げ、処理経費の補助などを行っている、ここに書いております。

たしか私の記憶では、そう簡単にいくもんじゃない。本人との話し合いとか、いろいろ農林課、もちろん農業委員会も苦勞していることで、そう簡単にいくもんじゃないんだ。こういうものを作って、やったけどもこの実績はまだ1件もないって最後に書いています。そういうことで非常にこれ見て、おかしいし誤解するような文章の書き方はどうかと思っています。東奥日報さんいますのであんまりあれですけども。

この間、農林課と農業委員会のアンケートの用紙が行ってる人あると思います。これは人・農地プランの見直しに向けた地域農業の将来、そして人と農の問題に関するアンケート調査を実施していますけれども、この調査の目的についてお知らせください。

また、農業委員会ではどのようにこれを活用していこうとしているのか、お願いします。

○議長

桑田公憲議員、そして議員の皆様にお知らせいたします。

時間となりましたので、桑田公憲議員の質問は午後からこの続きをやりたいと思います。

桑田公憲議員。

○13番

あと、5分もかかりません。

(桑田公憲議員)

(「続行」という呼ぶ者あり)

○議長

それでは引き続き続行いたします。よろしく願いいたします。

農業委員会会長。

○農業委員会会長

(柴田博明)

私からはアンケート調査の結果を農業委員会としてどのように活用するのかについてお答えいたします。

当農業委員会では、このアンケート調査の結果を踏まえ、農地所有者等の意向把握及び地域の農地情報を農業委員と農地利用最適化推進委員が共有しながら、日々の活動の中で放任園の未然防止や地域農業の問題解決に努めてまいりたいと考えております。

○議長

経済部長。

○経済部長

(大湯幸男)

人・農地プランのアンケートについて、その目的ということで私のほうからお答えをいたします。

現在実施しています地域農業将来に関する人・農地プランのアンケート調査についてですが、農業を取り巻く状況を踏まえ、地域の農業を将来にどのようにして維持していくのか、どのように農地を集約していくのかといった人と農地の問題について考えていくことが今求められています。

このような問題解決に向けて、農業者の皆様の意向を把握することを目的にアンケートを実施したものでございます。対象者は市内に10アール以上農地を耕作している方、人数は3,539名ということでございます。

アンケートにつきましては現在集計中でございます。

○議長

桑田公憲議員。

○13番

(桑田公憲議員)

これお願いになります。市長も一りんご農家であります。今団塊の世代が70歳前後です。市長も含めて私もそういう年です。

これあと5年。例えば2025年問題とかいろいろありますけれども、あと5年たつてりんご農家、例えば農家というのはどういう状態になっているのか考えていかなければならない。もちろん後継者いる人はいいんですけども、後継者のいない70歳、あと5年たつて75歳、76歳になる人が大分各地区にいます。

そういうことを考えると、この放任園・粗放園はますますふえてくるのが実情だと思います。それに対しての市のまた対応も考えていかなければならないと思いますので、市でこれから、市長としてどういうふうにして考えてるのか、最後をお願いします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、これから団塊の世代が高齢を迎えて、そして後継者がいないという場合が想定されます。

そのことについては、できるだけ後継者あるいはまた新しい新規入植者、そういう対応をしていかなければならないというふうには思っております。

また今、大規模農家の担い手育成ということでやっておりますが、そのみならず小規模農家にも支援をしながら今後対応していかなければ、なかなかこの問題は解決していかないというふうには思っております。

当市の主産業でありますりんご産業を維持していくための対応というのは、さまざまな形で考えていかなければなりませんけれど、ただ一概にすぐ補助事業とか、そういうことだけでは解決できませんので、将来に向けての抜本的な対応というのは、今後また検討してまいりたいと思います。

○議長

桑田公憲議員。

○13番

(桑田公憲議員)

済みません。最後にお知らせしたいというか、こういうのもあるんだというのをやっぱり人・農地プランで開いても人が来ない、そうい

う状況だと聞いております。

これから春にかけて、農地をあっせんとかいろいろ農業委員会にも来ると思います。そういう場でも、例えば地域でこういう事業があるんだということをお知らせしていくのが、これからの春までの現在の対策ではないかと思っています。

これはりんご園の園地廃園、2アール以上ある人は10アール伐採した場合8万円の補助ということで、これ大分前からやっているんだけど、今すぐにはできませんけれども、ことし申請すれば来年の春、来年1年つくってその次の年は10アール8万円をもらって伐採できるんだということ。こういう事業があるんだということを、これからやっぱり春までにみんなで周知させていくようなこともしていかなければならないかと思っていますので、どうか行政側もよろしくお願いいたします。

済みません。時間長くなりましたけれどもこれで私の質問終わります。

○議長

13番、桑田公憲議員の一般質問は終了いたしました。
昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、9番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 保議員、質問席へ移動)

○議長

佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○9番

(佐藤 保議員)

ただいま議長のお許しを得ました、第4席、議席番号9番、誠心会佐藤 保でございます。それでは通告に従って質問させていただきます。

令和元年も残すところあとわずかとなりました。いろいろな社会的・政治的な課題もそのまま年を越してしまうような気がします。

そして、毎年のように続く気象災害。ことしも低気圧による豪雨や台風19号被害に見るような、被災地が広範囲で被害程度も大きく、まさに3.11を思い出させるような傷跡を残しました。

被災された方、それからお亡くなりになった方、心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

さて通告どおり質問に入ります。今回は四つの質問を準備させていただきました。

一つ目、令和元年度の基幹産業の総括についてであります。

今議会の冒頭で市長が話されたこととダブるかもしれませんが、あわせてこれから厳しい冬を乗り切ろうとしている基幹産業を維持する農業者へのエールの一言をお願いできればと思ひまして、最初の質問になります。

一つ目。毎年12月には米づくりの質問をさせてもらっておりますが、今回も同じであります。

まず、ことし一年の市内の基幹産業全体を振り返り、米、リンゴ、野菜等の品目ごとの生産状況、そして市場の状況などおわかりであればお知らせください。

二つ目。米づくりの市内各団体の状況についてお知らせください。令和元年度の水稻生産状況を、市としてどのように把握してるか聞きたいと思ひます。

三つ目。来年からつがるロマンからまっしぐらに作付が変更となりますが、変更に至るまでの経緯、栽培の要点、施肥体系、市場の評価などJ A津軽みらいの戦略についておわかりでしたらお知らせください。

市長。

佐藤 保議員の御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、議員質問の基幹産業の総括であります。ことしは春先から気温が高く、夏場にかけて過去に例がないくらい雨が少なく、水不足による農作物への影響が懸念されていたところでもあります。

こうした中で、水稻については、東北農政局の発表によると青森県津軽地域の作況指数は106の良とのことであります。高温少雨の影響により胴割れ、カメムシ被害等により一等米比率が例年より低くなったと伺っております。

価格につきましては、津軽みらい農協では令和元年産米に対する概算金をつがるロマン1万2,400円、まっしぐら1万2,200円と、ともに前年比200円増、青天の霹靂は前年比600円増の1万5,600円とするなど、昨年を上回る状況になっております。

次に、リンゴについてであります。ここ数年対策に苦慮していた黒星病の発生がほとんどなく、台風などによる大きな被害はなかったものの、小玉傾向であったことや着色不足、枝のすれ傷、鳥による被害が多かったことなどにより、収穫量については生産者を初め農協、産地市場、加工業者などから思いのほか収量が上がらないとの声が聞かれております。

価格については、青森県りんご果樹課によると、10月の市場価格は前年並みで平年よりやや高値となっていることから、今後ふじの価格にも好調に推移することを期待しております。

最後に、高冷地野菜についてですが、全体的に収穫量は平年を上回ったものの他産地と出荷時期が競合したことにより、単価が前年を大

○議長

○市長

(長尾忠行)

きく下回っており、販売額は前年を下回る見込みであります。

こうした状況を踏まえますと、市の基幹産業全体としては、生産量、価格とも平年並みに推移していくものと感じております。

次に、まっしぐらの作付状況についてお答えいたします。

津軽みらい農協より、令和元年9月に開催されました通常総代会において、計画期間を令和元年度から令和3年度までとした第四次農業振興計画書が公表されたところでございます。

議員御質問のまっしぐらの作付経緯についてですが、第四次農業振興計画では、需要に応じた品種の作付並びに米づくりにかかる省力化及び低コスト化を推進し、生産者の所得向上を図ることを目的としてまっしぐらの作付を勧めるに至ったとのことでした。

栽培の要点、施肥体系、市場の評価などについては、米づくりの各地区の状況とあわせまして経済部長より答弁をいたさせます。

経済部長。

佐藤議員の御質問にお答えいたします。まず初めに、米づくりの各地区の状況についてお答えをいたします。

令和元年の水稲作付状況は、市全体の水稲作付面積約1,888ヘクタールのうち主食用米作付面積が約1,827ヘクタール、飼料用米等が約61ヘクタールとなっています。なお、転作による大豆等の畑作物面積は約217ヘクタールとなっています。

反収についてですが、津軽みらい農協に確認したところ、現時点では非公開とのことでした。そのことから青天の霹靂を480キログラム、それ以外は600キログラムと見込んでおります。

次に、議員御質問の経営体ごとの状況についてですが、法人、営農組合、作付面積が20ヘクタール以上の大規模個人農家、その他個人農家に区分し説明させていただきます。

まず法人ですが、経営体数は6法人で、水稲作付面積約194ヘクタールのうち主食用米作付面積が約155ヘクタール、飼料用米が約39ヘクタール、大豆等の畑作物面積が約74ヘクタールとなっています。

次に営農組合ですが、経営体数は8組織で、水稲作付面積約175ヘクタールのうち全てが主食用米の作付となっております。転作による大豆等の畑作物面積は約38ヘクタールとなっています。

また大規模個人農家ですが、経営体数は8戸で、水稲作付面積約222ヘクタールのうち全てが主食用米の作付となっております。転作による大豆等の畑作物の作付面積は約33ヘクタールとなっています。

最後にその他個人農家ですが、経営体数は1,602戸で、水稲作付面積約1,297ヘクタールのうち主食用米作付面積が約1,275ヘクタール、飼料用米等が約22ヘクタール、転作による大豆等の畑作物面積が約72ヘクタールとなっています。

令和元年の稲作につきましては、国主導による生産数量目標の配分

- 議長
- 経済部長
(大湯幸男)

が廃止されてから2年目を迎え、全国的に米の需要が年々減少する中、作り過ぎによる値崩れが懸念されておりましたが、先ほどの市長の答弁でもお答えしましたが、価格も堅調に推移する見込みであり、今後も需要に応じた米の生産を推進していただきたいと思っております。

続きまして、まっしぐらの栽培要点についてお答えをいたします。

栽培の要点については、つがるロマンとほぼ同等で、施肥体系についてはつがるロマンと同じ穂肥1回体系と、つがるロマンと比較し倒伏に強いという特性から穂肥2回体系の二パターンがあり、作付状況により生産者が判断し適宜に管理することになってるということでございました。

市場の評価についてとのことですが、津軽みらい農協では現時点で非公開とのこととということでありました。

農林水産省で発表しました米をめぐる状況で公表された中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合ランキングにおいては第7位となっており、県産米中最上位でありました。参考までにつがるロマンは19位ということでございます。

佐藤 保議員。

大体、平川市の米づくりの状況、わかったかのような気がいたします。

作況指数106。東北では青森県だけのようで、新聞に出ていました。青森県の気候がちょうどいい、今回はよかったのかと。災害にも余り影響されずにうまく生産できたのかと思っていました。

相変わらず農業の現場、課題が多く残ります。後継者問題、先ほど三つ挙がりましたが、その中で親の跡を継いで農業で生計を立てようとする人たち、少しではありますが出てきております。ぜひその方の応援、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、地元の各生産団体。今、連携ということはまだなく、それぞればらばらにある程度、自分たちの考えで進めているわけですが、相変わらず機械、何ていうか高額な農業機械にはギブアップごみです。私の所属する生産団体も今コンバインを導入計画であります、かなり厳しい状況で今購入計画に当たっております。

地元の例でありますけど80ヘクタール、今つくっています。30ヘクタールはもう法人化、法人に買ってこれということでもう購入、法人のものになりました。あと50ヘクタールが今それぞれ個人でもって団体に預けてるんです。預けてるといいますか、苗づくりから植えつけ、コンバイン刈り取りまで組合のほうにやっています。ぎりぎりの状況で今運用をしています。

やはり米づくり、これからもいろいろ課題、そういう大型機械導入の補助等あれば情報をぜひお願ひしたい。要は今までも農業の質問ひ

○議長
○9番
(佐藤 保議員)

ろいろありますけども、何ていいますか、情報の差でかなり生産団体が差がついておりますので、平等に情報を提供していただければと思います。

それからまっしぐらであります。いきなりまっしぐらということで生産者もちよっと戸惑っている方が多いんですが、JAのほうでも説明会等、小まめにやってくれてまして、大体今その方向でみんな考えは一致しておりますのでよろしいかと思えますけれども。

県内全体を見回してみても、作付はまっしぐらのほうが多いと聞いておりますが、県内の銘柄の、そこら辺つかまえていますか。わかっていたら教えてください。

○議長

経済部長。

○経済部長
(大湯幸男)

佐藤議員のまっしぐらの県内の状況ということで御質問でございました。申しわけございません。県内の状況は今のところつかんでございません。

ただ我々も佐藤議員の御質問にお答えするに当たりまして、弘前市農協とか聞いてみました。弘前市農協のほうではつがるロマンをそのままと。やはりそれは農協のほうの考えであってということで確認してございます。

○議長

佐藤 保議員。

○9番
(佐藤 保議員)

実はそこを聞きたかったわけでありまして。実は碓ヶ関地域と平賀・尾上地域では所属するJAが違っておりますので、前回の質問も私そういうことで質問させていただきました。弘前のほうはつがるロマン継続ということのようであります。

いずれ米の問題であります。先日令和の大嘗祭、11月14日ありましたが、やはり大嘗祭の主役は米なんです。新嘗祭と言われているのを、天皇が初めて天皇になったときやるのが大嘗祭ということのようであります。

これは猿賀神社の山谷宮司の受け売りなんでありますけれども、ことしは大嘗祭があるということで、その14日前後に全国の神社は新嘗祭を開催したと。いつもの年の11月23日は、猿賀神社は収穫感謝祭ということで開催しました。それも例年どおり行われたわけですが、日本全国の神社は大嘗祭にあわせて新嘗祭をやったということで。これは山谷宮司から話聞きましたので、紹介させていただきます。米に関しては以上で終わりたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

平川市の水害対策について、先ほどもう、工藤議員の質問の中でもかなり具体的に細かく質問されましたので、私全般的なことで質問したいと思います。

最近の気象災害は想像を絶するものが多くなってきました。今まで経験したことのないような結果を招いており、専門家も温暖化の影響

であると断言するようになっております。

つい先日の台風19号では、関東や東北にかけて記録的な豪雨となり、大規模な洪水や土砂災害が発生しました。

それで、質問に入らせていただきます。①平川市の過去の水害についてであります。

平川市においても今後他地域と同様な災害が起こる可能性は十分あると思われませんが、合併前も含め当市における過去の記録に残る水害の発生状況についてお知らせください。

二つ目。旧3町村を流れる岩木川の支流である平川を合併時の名称といたしました。当市には久吉ダムと遠部ダム、そして大鰐町には早瀬野ダムがあります。いずれも洪水対策、農業用水。久吉ダムは水道の用途で使っているわけでありまして。台風19号においては6カ所のダムで緊急放流を行い、下流の洪水被害を招きました。上流の雨量が下流に到達するまで時間差があり、それで人的被害の拡大もありました。

ここで質問でありますけれども、久吉ダム、遠部ダム、あわせて早瀬野ダムにもなりますけれども、その役割、緊急放流におけるダム管理者側と市との連絡体制についてお知らせください。

三つ目になります。これは本日冒頭の工藤議員とダブりますけれども、平川市地域防災計画の見直しについて質問させていただきます。

この計画には、今回の事例に対応するような内容は、詳細には記載されておりません。大規模災害においては、各地区自主防災組織と関係機関の連携が大きな鍵を握っております。そして、当市の洪水に関するタイムライン等を記載すべきであると考えられるわけでありまして。

また、厚い地域防災計画あるわけでありまして、関係者、関係機関、そして市の職員用のものとなっております。あの分厚いのを市民が目にしてはほとんど理解できないと思います。かなり専門的な内容になってるものであります。それで、市民向けに避難行動や防災対策のものを作成すべきと考えますけれどもいかがでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長

市長。

○市長

佐藤 保議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

当市における過去の水害についてでございますが、市町村合併前も含め、特に被害が顕著であった過去の水害の概要につきましては、副市長より答弁をいたさせます。

また、ダムの緊急放流時の市との連絡体制及びタイムライン等の地域防災計画の見直しについては、総務部長より答弁をいたさせます。

○議長

副市長。

○副市長

それでは私から、当市の過去の水害についてお答えいたします。

(古川洋文)

まず合併前に発生した、特に被害が顕著となった災害につきまして

は、昭和41年8月の旧碓ヶ関村での集中豪雨が挙げられます。本災害では県境付近で局地的な大雨となり、碓ヶ関アメダスで1日に212ミリメートルもの雨量を観測し、平川や津刈川の沿線を中心に濁流に飲み込まれ、甚大な被害をもたらしたとの記録が残っております。

この水害で人的被害では、行方不明者1名、軽傷者2名、住宅被害では全壊・流失、半壊、浸水により計184棟もの被害が発生しております。また、道路や護岸の決壊が随所に発生し、8カ所の橋梁が流失、農地では20ヘクタールもの被害を受けるなど、被害総額では、当時の金額で約7億6,000万円にも上ったとのこととあります。

県では、本災害に対し災害救助法を適用するとともに、その復旧作業には自衛隊の派遣要請も行われるなど、本災害が甚大なものであったことを物語るものとなっております。

次に合併後の災害については、午前中の工藤竹雄議員の一般質問においても質疑ありましたが、平成25年9月の台風第18号の集中豪雨が挙げられます。本災害では最大1時間雨量で31ミリメートル、2日間の最大総雨量が211ミリメートルもの雨量を記録するなど、全市的な豪雨災害に見舞われました。当時の状況といたしましては、引座川が氾濫危険水位を超過し、河川護岸の一部決壊により、流域の杉館地区と日沼地区の水田や農工団地施設等約87ヘクタールが冠水となり、同様に六羽川や浅井川、各支川においても局所的に決壊、氾濫いたしました。

住宅被害では、用排水路等の排水能力を超えたことによる内水氾濫による大規模な冠水被害が発生し、特に日沼地区や平賀地域市街地の被害が顕著となり、浸水により142棟もの被害が発生しております。

また、土木関係では道路のり面や路肩の崩壊、河川の護岸決壊など随所で発生しました。

農業関係では、主に水稲において冠水等による農作物被害が約78ヘクタールとなっており、農地被害では524カ所、水路などの農業用施設被害では87カ所となり、被害総額で約8億円に達し、甚大な被害となったところであります。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

私からは、ダムの緊急放流時の市との連絡体制、タイムライン等の地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

初めに、市内にあるダムに関してお答えします。

県中南地域県民局地域整備部が公表する資料によりますと、遠部及び久吉の二つのダムの建設には、昭和10年までさかのぼる、たび重なる平川上流域における洪水被害の発生が背景となっております。平川上流域は、ダムの建設以前より、停滞前線による局地的集中豪雨や融雪、梅雨前線、台風など水害発生頻度が高く、治水対策が要望されてきました。

そして、先ほど副市長が御説明申し上げましたとおり、昭和41年8月の洪水被害が特に顕著であったことから治水計画が策定され、治水用として遠部ダムが、治水機能を含む多目的用として久吉ダムが建設されました。なお、平川上流域に係るダムといたしましては、議員御指摘のとおり、かんがい用水の補給を目的に建設された大鰐町の早瀬野ダムもございます。

ダムの豪雨時における非常体制についてであります。一般に大雨となりダムへの流入量が放流量を超える場合、下流への放流量を抑制する洪水調節が行われ、流入量の一部がダムに貯留されます。

市内にある二つのダムに関しましては、大雨が続き貯水位が計画規模となる最高水位に達した場合は、非常用の洪水吐きといった放流口から自動的に越流する仕組みとなっているとのことです。

一般に緊急放流とは、本年の台風第19号時に関東甲信越地方や東北地方で行われたように、満水に達すると予想された場合に、人為的に流入量と同量を緊急放流する行為とされております。これに対し、この二つのダムでは緊急放流を行うための放流ゲートを持たない自然調節方式を採用しており、人為的に行う緊急放流のかわりに、このような非常体制としています。

なお、過去の最高水位では、久吉ダムでは平成17年4月に計画規模291.80メートルに対し280.92メートル、遠部ダムでは平成27年4月に計画規模232.70メートルに対し218.43メートルに達しております。また、これまでの洪水調節の実績では、遠部ダムにおいて平成11年8月に流入量が洪水調節を開始する基準を上回ったことで実施されたとのことでございます。

次に、緊急時の市との連携体制についてであります。

緊急時においては、県水防計画書で規定されているとおり、中南地域県民局地域整備部を中心に本市を含む関係機関に対し、全てファクスによる緊急通報が行われる仕組みとなっております。

具体的には、降雨量により今後ダムへの流入量が増加し、ダムからの放流も含め急激に下流河川の水位が上昇することが予想された場合、各自治体に避難体制等の検討を促すため、洪水警戒体制が通知されることとなっており、本市においても警戒体制を立ち上げ防災対応が開始されます。

その後、洪水調節の開始時を初めさらに事態が進行し、非常用洪水吐きからの越流が予想された場合や越流が開始された場合にも、速やかに通知がなされ、越流の終了時や洪水警戒体制の解除まで随時、県を中心とした関係機関との情報連携が行われる体制となっているところでございます。

このような体制において、本市では各種通知の内容やその後の予想降雨量等を踏まえながら、市民に対する避難勧告等の発令を行うこと

としているところであります。

また、この情報伝達体制につきましては、非常時において確実に機能し、市民への防災対応におくれが生ずることがないように、毎年青森県ダム管理演習が行われているところであります。当市においても毎年参加し、緊急情報の受信・伝達訓練を実施しているところでございます。

次に、当市の洪水に関するタイムラインの策定状況や、市民向けの防災対策等に資する冊子等による意識啓発についてお答えいたします。

まず、洪水に関するタイムラインの策定状況についてであります。このタイムラインの趣旨について御説明申し上げます。

このタイムラインとは、平成27年9月関東・東北豪雨の教訓から、国土交通省が同年10月に示した避難を促す緊急行動といった指針において、大規模水害の発生時に住民の円滑な避難行動につながるよう、平時より気象庁や河川管理者、市、地域、市民といった各関係主体が、応急対策上の共通の時間軸を共有しておくことを目的に、河川ごとに策定することとされたものであります。なお、実際の緊急時の対応は、水位情報や気象状況等に応じ柔軟に実施されるものであり、時間軸はあくまでも目安とするものとされております。

当市においては、国や県、関係機関との協議を経て、国直轄河川では平成27年度、県管理河川では平成30年度に策定したところであります。このタイムラインにつきましては、議員からの御指摘もありまして、現在、市のホームページで公表させていただいております。

今後は、緊急時の目安となる行動計画として、地域防災計画に位置づけていくこととし、住民の適切な避難行動に資するよう市民と共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民向けの防災対策等に資する冊子等による意識啓発についてであります。まず、地域防災計画の位置づけは、災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置づけし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上で、基本的な大綱とされているところであります。

このため、法律や国・県による上位計画等と整合を持たせており、防災関係機関における体制の確認並びに共有を目的としている性格上、その内容につきましては大部分が専門的な記述となっているといった特徴がございます。

このため、議員御指摘の市民の避難行動や防災対策に資する冊子等につきましては、直近では、昨年度県で作成しましたあおりおまもり手帳を、当市においても活用させていただいております。

また本年6月からは、内閣府の方針により、住民等の主体的な避難

行動を促すため情報の意味を直感的に理解できるよう、防災気象情報の発表や避難勧告等の発令時には、とるべき行動に対応した5段階の警戒レベルにより発表されることとなりました。これを受け、市では迅速な避難行動に資するよう市ホームページで周知するとともに、各集会施設等に関連ポスターを掲示していただくなど、その意識啓発に努めたところです。

今後とも、避難行動や平時からの防災対策につきましては、このような媒体も最大限に活用しながら、国や県と連携し、市民の意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長

○9番

(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

総務部長の御説明で次の質問が全部解消したような感じでありませうけども。

まず、二つ、市内にあるダムには放流ゲートがないってことで確認しましたので、多分緊急放流等、先日心配されたようなことないであろうと、事前にある雨量とかで全部。

身近なところでは津軽ダムとか浅瀬石ダムも放流ゲートしっかりありまして、年1回放流、観光名物にもなっているところあります。

いずれ平川市は年1回、県との総合訓練もやられてるし、ある程度そういう大きな被害は回避できるのかと思います。

しかし平成25年9月の台風18号、市役所の目の前を濁流じゃないですけど川になっているのがまだユーチューブで見れるかと思います。この周辺がかなり水があふれたというのがわかっております。

あのとき私の地元でもため池が決壊しまして、のり面が崩壊しました。危うく旧尾上町時代につくったポンプ小屋が倒壊するところでありましたけれども。地元の16分団、土のうを積んで回避できた。すごい活躍されまして、その後はいろいろ市のほうでも手当てしてくれてまして、本当に助かります。

あのときも地元のほうでも床下浸水はございました。何でかといういろいろ見てみますと、田んぼをりんご畑にしたとか、排水路の手当てが最近手薄になっておりまして、田んぼつくっているときはスムーズに排水いったんでしょうけども、りんご畑になりますとそこまで目が行き届かないということで、その水があふれて一部地域が床下浸水まで至ったと。そういうこともあります。

いろいろこれからも水害対策、あります。実は今ほども申し上げました地元のため池決壊も、先ほども市長も説明なさいましたが、30数ミリメートルというのは時間雨量でありますけど、ほんの二、三時間で約100ミリメートル近くいっております。記録見ますと短時間で集中的に降った。そして、私も駅の前に立っておりましたら、背筋が凍るような思いしました。長靴の高さまでオーバーしたんですけど、体持っていかれるような、ちょっと恐怖感を味わいました。やはり水

害というのは経験しなければわからないかな、あまり経験したくないですよ。

これからもぜひ平川市の水害対策、十分にしてくれますようによくお願いをしたいと思います。

先ほどタイムラインはもう掲載しているということでしたけど、私見逃しておりました。あと、市民への説明をこれからもよろしく願います。ハザードマップが見直しになるということで、午前中の工藤議員の回答にもございましたけども、これからも丁寧な対応をよろしく願いたいと思います。

次、三つ目になります。これも私何度も質問して、またかというお考えをお持ちになってるかと思えますけれどももう一度質問させていただきます。平川市の公共交通であります。

けさもごみ出しのついでにちょっと散歩しまして、家族が、母親が子供を乗せて学校まで送っている、あるいは駅まで向かっている。そういう状況をけさも確認させていただきました。

私たちの子供のころは子供の数も多くて、学校まで歩くのは当たり前でしたが、各地区に同級生がいなくなった今は、やはり親も心配のためか車での送り迎えがふえております。その中でこれはほんの一つの例であります。

市長にお伺いしたいと思います。市民の足をどう考えるか。少子高齢化の中で市民の足を市長はどのようにお考えか、お知らせ願えればと思います。

二つ目。公共交通新ルート案と早期実現についてということであり

ます。市では平川市バス交通に関するアンケート調査、8月30日締め切りで実施しております。その対象者等調査方法、多分まだ集約中かと思えますけども現段階で今わかるところをお知らせください。

そして新ルート、そろそろイメージしてるのではないかと思いますけども、現段階で想定している新ルート等あればお知らせ願えればと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

佐藤 保議員の公共交通に関する御質問にお答えをいたします。

今までも数度となく御質問いただいておりますが、当市の公共交通の現状としましては、少子高齢化による人口減少の影響やマイカー普及率の高まりとともに、若い世代を中心として公共交通の利用者が減少し、それに伴い路線バスの減便や廃止が行われている状況にあります。

議員御指摘のとおり、これまで市民の足として実施してきた循環バスなどの地域公共交通は、マイカーなどで移動できないいわゆる交通弱者にとりまして、病院への通院や買い物など市民生活を送る上で必

要不可欠であると認識をしております。

そのため市では、これまで実施してきた地域公共交通の全面的な再点検を行い、これから平川市における地域公共交通のマスタープランとなる地域公共交通網形成計画を、令和2年度中に策定する予定としております。その中において、多くの市民の皆様が利用しやすいような仕組みを検討するとともに、将来的に持続可能な地域公共交通を構築していきたいと考えております。

次に、新たなルート案についての御質問であります。ルート設定の条件といたしましては、一つ目として市内公共施設、医療機関及び買い物ができる施設へのアクセス、二つ目として鉄道及び路線バスへの接続を意識したルートを検討したいと考えております。

平賀地域や碓ヶ関地域は現在の運行ルートをベースとし、尾上地域では、平成22年度から平成23年度にかけて行った実証運行でのルートも参考にしながら、その運行形態についてもあわせて検討していきたいと考えております。

また現在、市の中心部への地域公共交通がない東部地区につきましては、運行ルートの設定や、それとあわせて定時定路線方式とデマンド方式の組み合わせでの実施を検討中であります。

以上のことを踏まえながら、令和2年度では地域公共交通網形成計画を策定することとしており、新たなルートでの運行開始の時期につきましては、早くとも計画策定後の令和3年度での実証運行となりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長

○企画財政部長
(西谷 司)

企画財政部長。

私からは先ほど御質問ありましたアンケートの実施方法について答えいたします。

まず調査の対象でございますが、市内の15歳から24歳と50歳以上の方3,000人を無作為抽出して実施しております。期間は7月24日から8月30日まででございます。なお、回答率につきましては38.2%ということで回収してございまして、現在集計中でございます。

○議長

○9番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

前回の質問で市長は新庁舎開庁にあわせてというふうなお話もちよっとされたかと思えますけれども、それではちよっと遅いんじゃないかと。今必要としている人がいるわけでありまして、新庁舎、場所が変わるわけじゃなく今の場所ですよね。建築の進捗状態なども市民に見てもらってもいいのではないかと。早い時期の対応をお願いできればと思うんでありますけれども。あわせて体育館も来年できます。そういう意味で悠長なこと、あと2年とか言っていないで、早い時期にある程度今の路線を延ばすだけでいいんじゃないかと私単純に考えてるんでありますけれども、ちよっと難しいんですかね。

あともう一つは、これも各地区の、今地元の人もようやくわかって

きましたけども、平川市循環バス、私何度も申し上げました、平川市循環バスは旧平賀町内だけ歩いてるんじゃないの、ちょっと延ばせばすぐ近隣市町村、それから近隣の地区も乗せることできるんです。そしてこういうこと見ますと、かえって行政のほうで、3町村合併後の垣根をつくってるのは、こういう意味では行政のほうじゃないですか。しっかり一番先にやるべきは、3町村の連携をうまく進めるには、やはりインフラ整備、そこからスタートすべきではなかったのか。今結果論になりますけども。

先ほどの回答、38%ということでありまして、やはりアンケートで公共交通を語るのは論外だと思います。やはり個別に、現場を見てある程度。38%の意見で事をぜひ進めないように、もっと実態をよく把握して。

それで追加質問になりますけれども、そのアンケートの中では、私先ほど申し上げました子供の学校への送りとか通学に関しては、何かアンケートの中にあつたもんですか。要は今随分通学、高校生は尾上の駅までとか送り迎えする情景がよく見られるんですけれども、通学に関して何かアンケートの中にありましたでしょうか。

○議長

○企画財政部長
(西谷 司)

企画財政部長。

まず、アンケートの中に通学の状況の設問ということでございますが、これは当然15歳から24歳の方々の利用者というか、その世代の方にも質問してございますので、そこは質問の項目に設けさせていただいております。

それからアンケート調査ばかりじゃなくて、我々実際バスの乗り込み調査等も踏まえながら、今回は利用者の方の声も吸い上げているのも実情でございますので、そこも御理解いただきたいと思っております。

○議長

○9番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

時間も押しまいましたので、公共交通に関してはアンケートで簡単に片づけるのではなく、乗る人がいないからいらんだと、そういう考えはぜひお持ちにならないようお願いしたいと思います。乗る人がなければということで減らせばだんだんもうないのが当たり前前の感覚で今バスのない箇所は考えてるんです。バスというのは定時に発着して、こっちから予約しなくても発着するのが本当は理想的です。

そして我々ももっと利用しなくちゃいけないんじゃないかと、そう考えます。我々も今議会に来るとなれば全員車で来ております。議会にあわせたような運行コースを設定すれば、我々もバスに乗るわけがあります。今つくります、今。市長今つくってくれますから。そして職員の方も、全員車で通勤されてますよね。それらもある程度、職員も率先して乗って、地元の人との会話をしながら朝の通勤やっていたらと思うんですけれども。

いずれそういう考えで進めてください。ぜひ公共交通よろしく願
いしたいと思います。

時間なくなりましたので次に、平川市の認知症対策について質問さ
せていただきます。

6月の第198回の国会で提案されました認知症基本法案、今回の第
200回国会で期待しておりましたけども先送りになっております。大
綱は6月の時点でできてあるわけでありまして。今回も期待して
おりましたね。認知症を今宣言された方、そして、私と市長と一緒に
すれば申しわけないんですけど団塊の世代。2025年には5人に1人が
認知症になるのではないかと、そういうちょっと恐ろしい話も本当で
あります。そういうことで団塊の世代もそうですし、認知症にいわゆ
るなってる方、非常に期待した法案でありますけども、残念ながら次
回に回してました。消えたわけじゃありませんので、次の国会では多
分通るのではないかと、本当に期待してるところであります。

国で考えております法律、条文はもうできてるんです。インターネ
ットで完全にもうできてるんですけど、雲の上の国会はちょっとはか
り知れないところがありまして、何かもっと大事な法案があったんだ
と思います。それでその法案は先延ばしにされたわけでありまして
けど、国で今考えている認知症基本法。簡単にちょっと教えていただ
ければと思います。

そして二つ目が、市の取り組みとしてその法案にあわせて何か今お
考えでありますかどうか、教えてください。いずれ国のほうは、各自
自治体また競争させるんです。それでその対策で、要は交付税、若干違
うことになるかと思っておりますんで、今からある程度準備なすってやれば
いいのかと思っておりますんで、今国ではどういった方向で今考えてい
るか、お知らせください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

平川市の認知症対策についての御質問について、お答えをいたしま
す。

議員御指摘のように国で審議しておりました認知症基本法案。今国
会では成立ということにはなりませんでしたが、国会の中で審議され
ている状況であります。

この認知症基本法は、認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びそ
の家族の意向を尊重するなど、適切な支援を行う基本的な事項や、市
町村認知症施策推進計画の策定、認知症の予防、相談体制の整備など
といった国・県・市町村の責務などを規定しております。

今後の認知症政策については、このような認知症基本法案の考え方
に基づいて取り組んでいくものと考えております。

その主な特徴としては、認知症バリアフリーの考え方が取り入れら
れ、国や自治体に対し、地域で安全・安心な暮らしを妨げる障壁を取

り除く対策をとることとされています。また、認知症の人の社会参加を確保するための共生の考え方、さらには認知症になるのをおくらせる、なっても進行を緩やかにする予防の考え方を重視していることが挙げられます。さらに、介護人材の確保や資質の向上にも注力しており、これらに基づいてさまざまな施策が今後展開されていくものと思われま

次に、平川市の取り組みについてであります。市の65歳以上の高齢者は、令和元年10月末で1万490人おります。高齢化の進行とともに認知症の人は増加傾向にあり、平成27年時点では約1,500人超と推計されております。市の認知症対策の取り組みとしては、認知症の前段階とされる軽度認知機能障がいの可能性の高い方を早期に把握し、認知症初期集中推進事業、短期集中予防サービス等の提供により早期対策につなげて認知症発症の予防等を推進しております。

また、認知症の人の家族支援と地域での認知症の理解のため、認知症サポーター養成講座や認知症カフェを開催しています。さらに、閉じこもり予防や認知症の予防を図るため、通いの場の設置支援を行い、また、認知症で高齢者が外出時に所在不明となった場合などに、速やかな保護や安否確認につながるよう、関係機関と地域での見守りの体制づくりを推進しております。

今後もこのような認知症予防対策を継続していくとともに、認知症基本法の趣旨にのっとり、認知症の発症と進行をおくらせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域づくりに努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長
○9番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

今国会通過ということをご期待したんでありますけども、多分1月国会あたりで通過になるのを願っております。

市長は認知症にはまずならないでしょう。実は私は、両親ともに認知症ごみでありましたので、多分私は一番先になるのではないかと、そういう恐怖心も若干持ってるわけでありまして、それで今回こんな形で質問させていただきました。認知症予備軍として今回質問させてもらったわけでありまして。

国会通過後にまた改めて詳細なことを、市の取り組みについてもう少し詳しくお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、質問のほう終わらせていただきます。

○議長

9番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5席、2番、山谷洋朗議員の一般質問を行います。

山谷洋朗議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

山谷洋朗議員、質問席へ移動願います。

(山谷洋朗議員、質問席へ移動)

○議長

山谷洋朗議員の一般質問を許可します。

○2番

(山谷洋朗議員)

ただいま議長より一般質問の許可をいただきました、第5席、議席番号2番、新生会の山谷洋朗でございます。議員歴まだ4カ月の新人ですが、よろしく願いいたします。

前職はしゃべることをなりわいとしておりましたが、初の一般質問ということで、かなり緊張しております。ほかの議員の方々のように、歯切れのよい発言はできないとは思いますが、最後まで平常心をなくさず、平川市のさらなる発展を願う一人として、質問に臨みたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

さて、先月下旬竹館小学校でとてもすばらしい授業を見る機会に恵まれました。その中で6年生の授業は、来年度から小学校で必修となるプログラミング教育の公開授業でした。授業では、集中豪雨による土砂崩れが発生したと想定し、体育館に跳び箱などを配置して災害現場に見立て、それぞれが六つの班に分かれてタブレット端末にプログラムを打ち込み、班で協力し合いながらロボットの操作やドローンの飛行操作を行っていました。

このときの授業に臨んでいる子供たちのきらきら輝く瞳、そして屈託のない笑い声。このことこそが「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」へとつながっていくのであろうと確信できたすばらしい授業でありました。

このときの授業風景をテレビでごらんになった方もいらっしゃるかと思います。NHK、民放2社の計3社でその日の夕方のニュースで放映され、プログラミング教育の先駆けとして、この平川市の名が全県に知れ渡ったことはまことに喜ばしいことだと思っております。

本日は、このように頑張っている平川市の子供たち、そして熱意を持って指導なされている先生方に関わる質問を幾つかさせていただきます。

まず一つ目の質問は、市内の小・中学校における空調設備、いわゆる冷房設備に関する質問です。

この小・中学校の空調設備に関しては、昨年度2度にわたって原田議員が質問なされていることは、会議録を通して拝見させていただき自分なりに理解していたつもりではありました。

しかし、ことしの9月20日付の新聞でこのような記事を目にいたしました。それは、文部科学省の全国の公立の小・中学校での冷房設備

率に関しての記事でした。その内容の中で全国的には77%の割合で設置されているのに対して、本県においてはまだその時点で5.6%の設置率、全国2番目の低さだということを知り、まことに驚きました。

この件に関して、本県担当の方は「寒い冬場に備えて暖房はどの学校も完備しているのだが、冷房の優先順位は高くないと考えている市町村が多い。」とのコメントを寄せておりましたが、浅学な私には理解ができなかったので、このときの思いを子供たちの心に置きかえて歌を作ってみました。

待ちわびた涼しい風も夢となり夏は去れどもエアコン付かず。

子供たちのがっかりした心の叫びを受けとめ、質問させていただきます。

さて、設置率の極めて低い青森県の中で、平川市の冷房設置の工事はいつ完成するのでしょうか。そして、使用可能となるのはいつごろになるのか教えてください。

また、市内の全学校が一斉に使用開始とならないことを、先月の議員説明会において聞かされましたが、再度その理由をあわせてお聞かせください。

二つ目の質問に入ります。設置場所の優先順位であります。

学校には、普通教室、職員室、校長室や保健室、そしてコンピューター室などの特別教室があります。この中で、冷房を設置するに当たっての優先順位については、これもまた去年の9月議会における原田議員からの一般質問で、教育長が「まずは、保健室に設置する。」という答弁を何度となく述べております。

この答弁には、会議録の文面からでもまことに強い信念を感じました。何をおいても、子供たちのとうとい命を守らなければならないとの熱い思いを感じ取ることができました。私自身も元教員という立場から、教育長のこのお言葉に共感いたしておりました。

しかし、最近ようやく設置工事が始まったという段階になって、設置場所の優先順位は昨年度とは打って変わって、まずは普通教室からということ、これも先月の中旬に知り、とても驚きましたのでお聞きいたします。当初予定の優先順位が変更になった理由を御説明ください。

三点目の質問に移ります。冷房機器の設定温度についてであります。

冷房機器の運用に当たり、文部科学省では学校環境衛生管理のマニュアルにおいて、教室等における温度は「17度以上、28度以下であることが望ましい。」としていますが、当市でもこれらの基準に沿って温度を管理し、運用されるものと想像できますが、教育現場においては、その日の天候や湿度に合わせて柔軟な対応が必要であると考えます。

○議長
○教育長
(柴田正人)

そこで教育委員会では、設定温度に関してどのような基準を示すのか、そのお考えをお聞かせください。

以上の質問に対しての御説明、よろしく願いいたします。

教育長。

山谷洋朗議員御質問の、小・中学校における空調設備についての御質問のうち、まず冷房機器使用可能となる時期についてお答えします。

冷房設備の整備については、平成30年度国補正予算の臨時特例交付金事業を活用し、市内小・中学校13校のうち7校の普通教室と、コンピューター室に冷房がなかった3校を整備することとして、現在工事を進めております。工事は年度内の完了を見込んでいることから、来年の夏から使用できる予定です。

現在進めている工事から外れ、普通教室への整備が次年度以降となる6校についてですが、まず碓ヶ関小学校は令和2年から3年にかけて改築事業を、松崎小学校は令和2年、碓ヶ関中学校は令和3年に大規模改造事業を計画しているため、これらの事業にあわせて整備することといたしました。

猿賀小学校と平賀東小学校は、国の交付金事業の現地確認等が終わっていないことから、その終了後に整備することといたしました。

次に平賀西中学校については、今年度行った設計業務において、現在使用している受電設備の容量300キロボルトアンペアを超えることになるため、大規模な改修が必要となり、その経費だけで3,800万円ほどが見込まれるとの報告を受けました。

このため、受電設備の改修経費を最小限に抑える工法の検討を行った結果、冷房設備の設置工事とあわせて、使用電力の軽減に有効な照明設備であるLED化工事を行うことにしたものであります。

各校の整備時期に差が生じ、御不便をおかけする学校もありますが、引き続き教育環境の整備に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、設置場所の優先順位についてお答えします。

教育委員会としましては、平成30年第3回定例会の一般質問で答弁した考えに変わりはなく、児童生徒の健康管理を図る上で近年の猛暑への対応が重要であり、体調不良を訴えた児童生徒を安静にする保健室の整備を優先に考えております。

このことから、猿賀小学校と平賀東小学校の改築事業においては、保健室のほかコンピューター室、職員室、校長室に冷房設備を整備いたしました。

国の臨時特例交付金を活用し、今年度冷房設備を整備する7校については、こちらの要望として保健室、コンピューター室、職員室、校長室、普通教室を挙げたところではありますが、国の採択順位により、

普通教室とコンピューター室のみ採択されたものであります。

このような事情により保健室、職員室、校長室の整備はおくれることとなりますが御理解をお願いいたします。

最後に、設定温度についてお答えします。

教室等における温度管理については、議員御指摘のとおり文部科学省が示す学校環境衛生管理マニュアルにおいて、健康を保護し、かつ快適に学習できる温度は「17度以上、28度以下であることが望ましい。」とされております。また、「室内温度と外気温度の差を無視した過度の冷房は、体調を崩す要因となることから、室内温度と外気温度の差は著しくしないこと。」「温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒等の健康状態を観察した上で判断し、衣服による温度調節を含め、適切な措置を講ずること。」とされております。

このことを踏まえ教育委員会では、児童生徒の健康状態等を考慮して、適切な判断のもとで運用するよう各学校に対して指導してまいりたいと考えております。

山谷洋朗議員。

まず、冷房設備の使用となる時期においては、大規模改修や受電設備の改修工事が必要な学校があり、市内の学校を一斉に使用できないことはわかりました。

何せ国からの補助金問題、設置に関わる諸条件があるので仕方がないと言われれば、幾ら言葉を返しても堂々めぐりの繰り返しなのであえては言いませんが、ただ教育の機会均等ということを根底に考えれば、やはり子供たちに不公平感を抱かせてはいけないと思うのです。

最近では、市内の小学校でも中学校でも、部活動などを通して交流も盛んになっております。例えば平賀東中学校、平賀西中学校、尾上中学校、碓ヶ関中学校の生徒たちが集まった中でエアコンの話題が出たとしましょう。すると平賀東中学校と尾上中学校の生徒が「やっぱり冷房がきいている教室は涼しくていいよね。」「うん。去年までとは全然違うね。授業にも集中できるしね。」とうれしそうに言ったとします。

さて、この会話を聞いた平賀西中学校、碓ヶ関中学校の生徒はどのような気持ちになると考えますか。ここにおられる皆さんが平賀西中学校、碓ヶ関中学校の生徒だったらどんな気持ちになるのでしょうか。もしかしたら「授業しても暑くて大変だけど夏が来たって感じで楽しくなるよね。」などと、ポジティブ発言で切り返してくれる子もいるかもしれません。しかしこんなふうに思えないのが子供なのです。だからこそ、エアコンの設置をめぐるっては児童生徒、保護者、地域の方々に不公平感を抱かせない親切丁寧な説明を学校任せにせず、教育委員会の方々が先頭に立って行ってくださることをお願いいたします。

次に、設置場所の優先順位について再質問いたします。

- 議長
- 2番
(山谷洋朗議員)

国の優先順位が、まず普通教室からと打ち出されたことからの変更だということは理解できました。お金を出す側、出してもらう側の立場なのでこれもまたいたし方がないとは思いますが、また、教育長が信念を貫き通したくても、立場上従わざるを得ないこともわかります。逆に良識的な考えが潰されたことを、とても腹立たしく思っております。

例えば夏の暑い日、クーラーのきいている涼しい教室でぐあいが悪くなった生徒がいたとしましょう。「先生、ぐあい悪いので保健室に行ってもいいですか」。私だったら「うん、行っておいで。顔色よくないぞ。一人で行けるか。」と尋ね「一人で行けます。」との答えが返ってきたなら、すぐに保健室に行かせます。でもその生徒が何分もしないうちに、さらに苦しそうな表情で帰ってきて「先生、保健室暑くてもっとぐあい悪くなる。」なんて言われたら笑い話にもならないと思いませんか。

そこで再質問の中身に入ります。来年度、普通教室への冷房設備が間に合わない学校について、特別な対処法として、市の財源で保健室だけにでも先に設置することは可能なものかどうかお聞きしたいと思います。

また、設置するとなった場合のコストはどれくらいかかるものなのか、わかる範囲で結構ですので教えてください。

○議長

○教育委員会事務局
局長

(對馬謙二)

教育委員会事務局長。

それでは、山谷議員の再質問にお答えします。

まず、今年度工事のできなかった6校のうち保健室へ設置がなされない4校に、冷房設備を設置する場合の工事費についてお答えいたします。

保健室に冷房設備を設置する場合、受電設備の改修が必要ないと仮定し、その工事費は4校で600万円程度を想定しています。

今後、児童生徒の安全安心の観点から、暑さ対策に有効な対策を検討してまいりたいというふうに思いますので、設置が可能かというふうな御質問もございましたけれども、何とか暑さ対策に有効な対策を検討してまいりますということで、御理解願えればというふうに思います。

○議長

○2番

(山谷洋朗議員)

山谷洋朗議員。

コスト面などに関して、詳しく御提示ありがとうございます。

何事にもこれもまた事を起こすにはお金がかかる、これは当たり前の話ではありますが、子供たちのことを考えると何とも言いがたい内容であります。

私ごとになりますが自分の教員生活は、先ほどから名前の出ている平賀西中学校で終わらせていただきました。子供たちはもちろん保護者、地域の方々そして先生方にもとてもよくしていただき、感謝の気

持ちでいっぱいです。ただ、たった一つだけ、夏場の異常ともいえる平賀西中学校の校舎内の暑さには、余りにも暑すぎて愚痴ったことが何度かございました。

グラウンド側は、窓を開ければ比較的我慢できる暑さなのですが、南側ときたら、朝からもう暑くて暑くて大変でした。午後になれば下着も汗でびしょびしょになり、生徒に「先生、汗すごいよ。」と何度も言われた記憶がございます。そしてそのたびごとに「一生懸命授業している証拠だよ。」などと交わしてはいたものの、想像を絶する暑さに、夏場はロッカーに下着のストックを常時置いておくほどでした。そして、この南側の棟には3階に2年生の教室、2階には職員室、会議室。1階には事務室、校長室。そして今話題に取り上げている保健室も、この南側にあります。生徒が体調不良で訪れる保健室も、もちろん信じられないくらいの暑さです。笑い話で済めばいいのですが、もしも万が一のことがあったら、大変なことになるかと思えます。

だからこそ、もろもろの事情で設置が出来ることのわかっている学校の、せめて保健室だけでも整った環境にさせていただけることを、この場を借りて強く要望いたします。

次に入らせていただきます。

三つ目の設定温度に関しては、その日の気温や湿度などによって、臨機応変に対応するというので納得いたしました。児童生徒の学習環境の整備という面でも、何とぞよろしくお願いいたします。

少々蛇足にはなりますが、答弁はお求めしませんのでひとつお話しさせていただきます。10月17日、自家用車のラジオで、次のようなニュースを耳にしました。その内容は、エアコンの設定温度に関するものでした。そのとき話題に上っていたのは学校関係ではなく、兵庫県の姫路市役所のエアコンの設定温度に関するものでした。夏場は、大抵の自治体で環境省推奨のクールビズが主流となり、当市においても実施しております。そして、庁舎内にあるエアコンの設定温度も、たしか28度が望ましいという、これも環境省の推奨で実証されているのですが、姫路市は7月1日から8月31日の2カ月の期間を、25度設定にして臨んでみたところ、市の職員の仕事の効率が極めてよくなり、その結果残業時間も大幅に少なくなり、何と残業手当の人件費が、前年度と比較して4,000万円ほど減少したということです。

先ほどの各学校の設定温度に関しては、臨機応変に対応するということを受けて、庁舎内においても設定温度に幅を持たせてみてはいかがでしょうか。平川市の庁舎内もかなり暑いと思います。市の職員方も額に汗を浮かべながらお仕事をなさっています。どうかこれから少し議論してみてもいかがでしょうか。本当に蛇足でございました。

以上で一つ目の項目は打ち切りたいと思います。

二つ目に入ります。それでは話題を変えまして、平川市の教職員の

働き方改革についていくつか質問させていただきます。

2018年6月に働き方改革法案が成立し、教職員の過重労働問題が社会全体からも注目されて、文部科学省でも働き方改革に向けたさまざまな取り組みを進めています。

しかし、私が現場にいたときは、働き方改革という期待を持たせるような言葉は、耳に何とかができるほど聞きましたが、ほとんどかわりばえしない状況だった気がいたしております。

そこで昨年度と比較して、改革という言葉にふさわしい状況になっているものかどうか、確認の意味も込めて質問いたします。

一つ目は、市内各校の先生方の勤務時間の現状についてお聞きします。

平川市内の各学校における先生方の時間外勤務の現状を、できましたら小学校・中学校に分けてお聞かせください。また、小・中学校において時間外勤務に関して、格差が生じているとしたら、その要因に挙げられるものは何であるか教えてください。

二つ目の質問です。平成31年2月、文部科学省から教職員の働き方改革の詳細が記され、教職員の勤務時間については週45時間以上の時間外勤務の防止策として、勤務時間の徹底管理や14項目に分けた勤務時間の軽減に向けた指針が示され、特に勤務時間の超過を招いている部活動に関しては、スポーツ庁からも部活動に関するガイドラインが示され、平日の1日を含む週2日間の活動休止日の設定や、外部からの部活指導員の活用の工夫などが提案されています。

そこで2点ほどお聞きします。本市における教職員の働き方改革の重点項目、つまり平川市教育委員会で、特にこれはという推進項目がございましたらお聞かせください。

二つ目です。全国的に問題となっている、超過勤務の根源とも言われている部活動に対しての、平川市における来年度からの取り組みについてのお考えがありましたらお聞かせください。

それでは次の質問に入らせていただきます。最後の質問になりますが、本市における教職員のハラスメント防止対策についてであります。

先般、神戸市の小学校で同僚の教師をいじめるという信じがたい事件が報じられ、連日連夜ここぞとばかりに各メディアが騒ぎ立て、聖職者としての誇りを持ち、日々子供たちに誠心誠意向き合っている先生方が、どれだけ嫌な思いをしたらろうことは想像がつきます。

このようなハラスメント行為を発生させないために、平川市の教育委員会で行っている具体的な対策があったらお聞かせください。

以上の質問に対しての御答弁よろしくお願いたします。

教育長。

山谷議員の平川市教職員の働き方改革について、まず市内各校の勤

○議長

○教育長

(柴田正人)

務時間の状況についてお答えします。

平川市内小・中学校における教職員の時間外勤務の実態であります。近年の学校教育に対するニーズの変化や課題の多様化、複雑化の中で学校業務の範囲が拡大し、教職員が長時間勤務になってきている状況にあります。

本市では、客観的に勤務実態を把握するため、平成30年度に市内全小・中学校へタイムカードを設置し、教職員の勤務時間の把握、管理に努めております。

各校の時間外勤務の状況を調査したところ、国のガイドラインで超過勤務の上限としている月45時間を超えている教員が、小学校で36%、中学校で69%となっております。その要因は、小学校では学級担任として担当する授業が多いことから、児童下校後の授業準備、校務分掌事務、生徒指導や部活動等が挙げられ、中学校では部活動、生徒指導、進路指導や授業準備等に多くの時間を要しています。

小学校と中学校の違いは、部活動の指導時間によるものと考えられます。当市の時間外勤務の状況は、全国平均の小学校60%、中学校75%より下回っているものの、学校における働き方改革の推進は喫緊の課題であると認識しております。

次に、当市における働き方改革の重点項目についてお答えします。

現在教育委員会では、タイムカードの設置を通して教職員の出勤時刻など勤務実態を把握しながら、長期休業中の学校閉庁日の設定、部活動休養日の確保、学習支援員等の配置などについて重点的に取り組んでおります。

また、今後学校業務の一層の精査・精選やICT環境の整備など、教職員の働きやすい環境整備に取り組むこととしております。

部活動の指導につきましては、議員御指摘のとおり本市においても長時間勤務の要因となっていることから、教育委員会では平成31年3月に策定した平川市運動部活動の運営方針において、学期中の部活動休養日を週当たり2日以上設けることや、1日の活動時間を平日は2時間程度とすることなど具体的に示し、部活動が適正に行われるよう各校に指導しております。

さらに、部活動担当者の長時間勤務の軽減を図るために、部活動の顧問としての役割を担う部活動指導員の配置についても検討をしているところであります。

次に、教職員のハラスメントを防止するための対策についてお答えします。

神戸市で起きた教員間のいじめ問題は、児童に対していじめは絶対に許されないことを指導する立場にある教職員が引き起こした、暴力や嫌がらせなどのハラスメント行為であります。議員御指摘のとおり、このような事案を発生させないためには、管理職がリーダーシッ

プを發揮し、明るい職場づくりに努めることが極めて大切であると認識しております。

このため教育委員会では、4月の合同着任式において市内全教職員を対象に、パワハラやセクハラなどのハラスメントの防止や体罰の禁止など、服務規律の徹底を図っているほか、学校訪問や校長面談等で、各校の職員の心身の状況を把握しながら、校内の相談体制の充実を図り、気になる職員に対しては積極的に声がけするなど、明るい職場となるよう指導助言をしております。

また、毎月行う校長会の中でも、県教育委員会が策定した教職員の非違行為根絶のための研修用資料やパワハラチェックシートを提示し、その適切な活用を図り、パワーハラスメント防止に努めるよう指導しております。

今後とも教師が、心身ともに健康で子供と向き合う時間が確保できるよう、明るい職場づくりに努めてまいります。

山谷洋朗議員。

○議長

○2番

(山谷洋朗議員)

市内の小・中学校の時間外勤務の現状はおおむねわかりました。また、小・中学校の時間外勤務の割合に多少の格差が生じている理由は、中学校における部活動によるものということも納得できます。中学校の部活動に関しては、市の取り組みに関しても御説明がございましたので、後ほど再質問の形で述べさせていただきます。

2点目の、平川市における教職員の働き方改革で推し進めている内容は、各校の職員の時間外勤務の状況を的確に把握するためにタイムカードを導入したとの御説明もありました。

校舎内にタイムカードが初めて置かれたとき、浅学な私は、一般企業並みに残業手当でも出るのではないかと少々うれしくなったことは今でも覚えています。そして学校長に恥ずかしげもなくこのことを尋ねたら、にやっと笑って「私たち教員は幾ら働いても4%の調整額しか出ないんですよ。」と言われて、がっかりしたのも記憶に残っています。では何のためのタイムカードですか。これをやって何が変わるのですかと思っていたのは、私だけではなかったような気がします。けれども残念ながら、機械的に朝と帰りにはタイムカードに記入するという習慣は身につけてしまいました。

国を挙げての推進事項の一つかもしれませんが、改革のかの字にも到達していないかと今でも思っています。管理職が職員の勤務時間の超過をしっかりと把握し、指導を徹底するためにもさらに教育長の一声が必要かと思えます。管理職によって温度差が生じないように、指導の徹底をお願いいたします。

次に、教員が担う業務の精査・精選を推進して軽減を図っていくという答弁に対し、再質問いたします。

文部科学省ではこれまで学校及び教員が担ってきた14の業務を、基

本的には学校以外が担う業務として4項目、学校の業務であるが必ずしも教師が担う必要のない業務を4項目、教師の業務であるが軽減が可能な業務を6項目として、大きく三つに区分しております。これを国の方針だからといって安易に実行したものなら、教員及び学校に対しての、保護者から猛烈なバッシングが予想されると考えます。

例えば14項目の幾つかを例に挙げれば、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務として、校内の清掃や休み時間における生徒への対応、そしてさらに疑問を感じた項目は、教師の業務だが負担軽減が可能な業務として、授業の準備やさらには進路指導を取り上げて、外部人材の活用をすればよいなどと示されておりました。

元現場にいた者として語弊を恐れず申し上げますが、理解に苦しみますの一言です。校内の清掃指導や休み時間の子供への対応を、これは必ずしも先生がやらなくてもいい仕事なんだよとか、授業の準備や大切な大切な生徒たちの進路に関して、人任せにできるものなのでしょうか。

これらのことを踏まえ、今まで学校及び教員が担ってきた業務を精査・精選するに当たり、教育委員会ではどのように学校側へ後押ししていくのか、御説明ください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

山谷議員の再質問、学校及び教員が担う業務の精査・精選を進めるに当たり、どのように後押ししていくのかについてお答えします。

国が示す精査・精選すべき業務は、登下校に関する対応、学校徴収金の徴収・管理、学校行事の準備・運営、校内清掃など議員御指摘のとおり14業務が挙げられます。

この中で、登下校に関する対応や夜間における見守り活動、学校行事の準備・運営などは、現在も平川市内の保護者や地域の方々の協力を得て進めているところでございます。

今後、学校及び教師が担う業務の一層の明確化・適正化に取り組むとともに、学校における働き方改革について、地域や保護者の方々の理解と協力が得られるよう啓発に努めるなど、必要な環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長
○2番
(山谷洋朗議員)

山谷洋朗議員。

教育委員会が先頭に立って、保護者や地域に対して教職員の働き方改革の趣旨をしっかりと説明し理解に努め、教職員の業務の軽減を推進していくというお話でありましたので、お言葉どおり進めていただくようお願いいたします。

もう一つだけ再質問させていただきます。

部活動に関わる外部人材の活用であります。外部からそれぞれの競技を指導できる人を採用して、担当者の負担を軽減するというお話もありましたが、部活動は言うまでもなく教育の一環として行われてい

○議長
○教育長
(柴田正人)

るものですが、これを外部人材を活用して部活動指導員を導入したときに、勝利至上主義などの偏った指導が行われると、部活動の意義が損なわれることも懸念されます。

そこで、部活指導員の導入に当たり、教育委員会ではどのような考えで進めようとしているのかお聞かせください。

教育長。

部活動指導員の導入に当たり、どのような考えで進めようとしているのかについてお答えします。

学校教育活動の一環として行われる運動部活動は、体力の向上や健康の増進はもとより、生徒の自主性、協調性、責任感などを育むとともに、生徒の明るい学校生活を保障し、学校の一体感の醸成につながるものであることから、その意義は大きなものがあると認識しております。

しかしながら議員御指摘のとおり、全国を見ますと依然として勝利至上主義に偏った指導や体罰など、生徒の人権を無視する事案が発生しております。

このことから部活動指導員の導入に当たっては、学校教育と部活動の意義を理解し、校長の学校経営方針を踏まえた適切な指導が行われるよう部活動指導者としての識見や指導実績、指導者研修受講の有無などを考慮したいと考えております。

またその実施に当たっては、部活動指導員の資質向上のための研修講座を開催するほか、活動報告書を定期的に提出させるなど、適切な運動部活動の実施に努めてまいりたいと考えております。

○議長
○2番
(山谷洋朗議員)

山谷洋朗議員。

部活動はあくまでも教育の一環であることをわきまえて、顧問である教員が、逆に部活指導員の方を雇うことによって、ストレスをため込んだりしないような指導員を配置してくださることを強く要望いたします。

3点目の教職員のハラスメント行為の防止対策においては、各学校で教職員対象のアンケートでハラスメント行為についての調査や、校長会、教頭会等で教育長からの注意や呼びかけ、平川市教職員の全員集会では市内の全職員に対して、ハラスメント行為防止を呼びかけているとのことで安心いたしました。平川市は恐らく大丈夫だと確信いたしました。

それでは、最後の最後に一つだけお話しさせていただきます。

神戸市の事件では、管理職が事件に関わっている一教師を余りにも過大評価し、それをいいことにその教師が調子に乗ってしまったことが、この結果を招いたものだとも報じられています。

平川市の学校には、一部の教員をひいき目に見て「私が校長です。」なんて勘違いしている方はおられないかとは思いますが、語弊があるか

もしれませんが、学校で一番の権力者は校長です。だからこそ校長たるものは毅然とした態度で、全ての職員に対して平等でなければならないと私は思っています。風通しよく、職員にとって居心地のよい職場にするもしないも、校長の手腕一つにかかっているということを再度校長会等で教育長にお話しいただき、市内の各学校にお勤めの先生方が自分の通っている学校に誇りを持って、心身ともに健康な状態で子供たちの前に立つことが働き方改革であると思っております。

以上、長々とお話をさせていただきました。これをもって私の初の一般質問は終わらせていただきます。

○議長

2番、山谷洋朗議員の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日11日、午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時59分 散会